

第五章

資金互助社の展開と効果及び今後の問題点

～吉林省梨樹県閻家村百信資金互助社の事例～

第一節 本章の課題

銀監機構の認証を受けて、2007年3月9日に、中国初の資金互助社が中国東北地方における吉林省に百信資金互助社が設立された。この開業は、中国における協同組合的農村金融が新たな発展段階に入ったことと、農村金融自由化の試行が公式に着手され始めたことを示すものであると見られる。同年10月、試行の範囲を31省（自治区、直轄市）に拡大しようとするに関して、国务院の同意を得られたと銀监会が宣言した。

しかし、資金互助社は設立され始めたばかりで、運営の歴史が短すぎるため、まだ十分に正常の発展軌道に乗っていないと考える。地方によって、資金互助社の設立の背景は異なり、展開の方法も様々である可能性は否定できないが、多くの資金互助社は、百信資金互助社を模範として設立された¹⁾とされている。そのため、本章では、前章の内容を踏まえ、中国において始めて設立された百信資金互助社の事例を中心に、その設立の方法や、運営と管理に関する規定、運営の実態などを明らかにし、事業展開・拡大により出現した効果及び問題点について分析の後、協同組合的農村金融の発展の道を模索したいと考える。

【注】

- 1) 謝勇模により、百信資金互助社の展開経験が、相次いで河南省蘭考県の南馬荘村、賀寨村、陳寨村、山東省魚台県の姜荘村、安徽省の南塘荘村、山西省の栗家村、重慶市・江県の豊岩村などの農村地域に普及され、四川、貴州、雲南、山東、浙江、江蘇、河南などの省の農家および関係部門の要員がかつて梨樹県に行つて資金互助制度についての考察を行い、または電話やインターネットを通じて制度の形成過程や運行の原理などについて相談・質問をしたことがある。

第二節 調査地の概況と農村資金互助事業の萌芽

1. 閻家村の概況

百信資金互助社は、2007年2月17日、銀監機構の承認を受けて、同年3月9日に、一定の銀行業金融業務を行える合法的な農村金融組織として、吉林省四平市梨樹県榆樹台鎮閻家村に開業した。

閻家村は7つの自然村落を持ち、2007年現在、農村世帯が684戸、農村戸籍の人口が約2,290人であり、耕地の総面積が680haで、1人当たり耕地約0.3haである。農家の主要な収入源は、トウモロコシの栽培と畜産業であり、中でも豚の飼育を主業として、豚の出荷量は年間約8,000頭を数え、農村人口1人当たり年純収入はわずか3,219元（2005年）であった。2006年における閻家村の農家の借入需要量は、約680万元であったが、地域の農村信用社の貸付は370万元のみであり、農家は45.6%を自己資金として整えなくてはならず、民間貸付あるいは生産資材・飼料などの商品を掛売りで購入しなければ、不足分の資金を調達できない状況にあった¹⁾。また、村において貧富間の格差が大きく²⁾、「三農」問題の厳しさが見られる。

他の仲介組織のない市場で行われる取引は、単一の農業者にとって取引のコストも、情報の費用もかなり高い。一方、農村資金供給の不足が、逆に農村金融需給の矛盾をそれ以上に激化させてしまう。資金貸付を含む多様な新型の金融サービスを提供する組織を発展させるのは、農家の客観的な要求となった。百信資金互助社はこうした要求を満たすために育成されてきた新たな協同組式的農村金融組織である。

2. 農村協同組合及び資金互助事業の萌芽

百信資金互助社の前身は、2003年11月に設立された梨樹県榆樹台鎮百信農民合作社（以下、「百信合作社³⁾」）の一部門であったことを、現地調査により確認した。

2003年9月、姜志国氏が同村に住む4人と連携し、各自肥育した綿羊合計70匹を集めて、買い上げ商人に出荷した。この共同販売は、単独販売より売り上げが一匹当たり30元多かった。その後、合作社を設立するという姜志国氏の提案で、2003年年末までに、連携した5人とその他5人の農家を加え、10人の百信合作社を設立した。主に飼料の共同購

入や、育成した綿羊の共同販売を事業とし、事務を執る事務室は理事長姜志国の家に設置された。翌年初め、百信合作社は組合員の遊休資金を揃えて、2 万余元で飼料粉碎機と種まき機を購入し、飼料加工と農業生産の合作事業を始めた。

2004 年 3 月、組合員の李氏が、農村信用社から借りた 13,000 元を返済しなければならなくなったが、6,000 余元が足りないという状況になった。他の 9 人の組合員は、相談した上で、6,000 元のお金を集め、李氏の手伝いをした。結果として、李氏は借入金を返済でき、期限が切れて違約金を払うことを防ぐことができた。この組合員の間に遊休資金で互助活動を行うことと、姜柏林⁴⁾のもう一つの資金互助合作社を作る定見の啓発を基にして、2004 年 7 月に、百信合作社は、組合員の借入需要を満たすことを目的に、臨時総会で組合員から意見を募り、協同組合原則に従い、新しい資金互助組の設立を決議した。すなわち、これは合作社の業務範囲に信用事業を加えて、組合員の遊休資金を出資金として集めて、組合員の短期借入需要に利用することを意図としていた。

この資金互助組は百信合作社内の下位部門として設立され、10 世帯の農家が参加し、31,200 元の出資金が集まった。成立の際に貸付係を組合員から選出し、百信合作社の組合員総会、理事会、そして監事会の監督管理の下に金融事業を行い始めた。百信合作社の組織構造は、図 5-1 で示したようなものである。

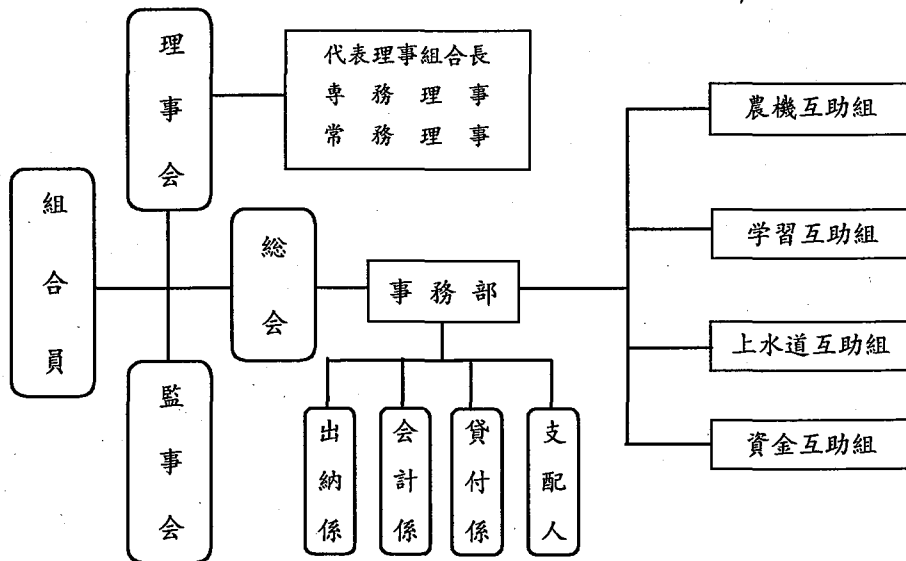


図 5-1 百信合作社の組織構造
出典：実地調査より作成

2004年7月～2005年7月の一年間に貸付が17口あり、2005年末までに全額返済された実績をあげている。

以上で述べたとおりに、百信合作社は、商品経済、貨幣経済が発展する中で個々では弱い立場にある農家が自らの経済的地位の向上や生活防衛を目的に設立したものであり、諸農家の利己心ではなく、彼らの経済行為における相互共感・協同を基礎に、その組織化・制度化され成立されたと言えよう。

【注】

- 1) 謝勇模「中南海の関心を引き起こした農民合作社」『中国農経情報網』<http://www.gxny.gov.cn>2006年4月3日付
《一个引起中南海关注的农民专业合作社 中国农经信息网 2006年4月3日》(最終閲覧日:2007年12月20日)
- 2) 1997年には、農家は豚と同じ部屋に住んでいたことがあり、すなわち、人間がオンドルの上で寝る、豚はオンドル以外の床で寝ると言う状況もあった。オンドルの上に敷くアシで編んだ敷物を買えない世帯があったということが現地調査のヒアリングで分かった。
- 3) 百信合作社は、5戸の綿羊養殖業を専業とする農家が発起人となり、所得向上を共通の目的として、2003年11月10日に設立された。設立の時点で、10戸の農家が自発的に出資・加入したが、やがて2戸が脱退。その後は8戸の農家が中心メンバーとして合作社の発展を追求してきた。さらに合作社の中に農機互助合作組、学習互助合作組、資金合作組、上水道互助合作組を設立した。合作社のサービスによって、年間一戸平均増収2,500円を実現した。
- 4) 姜柏林は、吉林省四平市銀監支局に勤める幹部で、農村出身者であることから、「三農」問題の深刻さをよく知っている。貧困な故郷の梨樹県閻家村の貧しい農家のことに非常に気を配っている。勤務以外の時間に、農家の協同組合を作ることについて研究、動員、指導、というような仕事を多く行い、「新合作運動の本当の発動機」と称され、『南方農村報』によって「2006・中国における最も行動能力を持つ三農人物」として選出された。(『南方農村報』2007年1月4日付)

第三節 資金互助社の展開

百信合作社の資金互助組による資金互助は、銀監機構ひいては国務院の関心を呼んだ。2006年1月に銀监会及び国務院の指導のもとに認可され、吉林省での試行例となる梨樹県百信農民資金合作社として独立し、金融業務を開始した。一年間の運営を通して、2007年3月に商工管理部門に登録を行い、法人企業の資格を取得し、百信資金互助社となった。次からは、百信資金互助社の定款の主要な内容を紹介することを中心に、資金互助社の組織構造、設立の方法、運営管理の施策などについて、明らかにする¹⁾。

1. 組織構造と運営の様式

百信資金互助社は、組合員と債権者の合法的權益を守り、組織自身およびその業務を基準に合わせるために、銀监会の「資金互助社暫定規定」に従って、2007年3月に『《梨樹県閻家村百信農村資金互助社定款（草案）》』（以下、『百信定款』）を整備した。

登録資本は10.8万元で（第二条）、梨樹県閻家村の農業者の自主的参加・出資により構成された百信資金互助社は、組合員に貯金、貸付、決済などの業務を提供する地域社会の相互扶助という性質を持つ（第三条）、組合員によって民主管理を実施し、組合員を対象にサービスを行うということを趣旨とし、組合員の共同利益を求める（第四条）農村金融組織である。

百信資金互助社は、組合員の出資金、積立金及び他の合法的ルートで得た財産により形成された財産に対して、保有、利用、経営、利益処分の権利を有し、加えて、すべての法人財産で百信資金互助社の債務に責任を負う（第五条）。組合員は自分の出資と積立金を限度として百信資金互助社の債務に有限連帯責任を負う（第六条）。

百信資金互助社の組織構造については、図5-2に示すとおりである。すなわち、百信資金互助社には、組合員総会制度があり、理事会や監事会及び経営管理事務グループが設置され、日常的な経営、管理、監督、業務執行などを行う。『百信定款』の第二十七条によれば、組合員総会は百信資金互助社の最高議決機構であり、全組合員あるいは組合員代表で構成される。組合員代表は組合員の人数に基づき農家組合員と小規模農業法人組合員の中から、すべての組合員による選挙で選出され、任期は3年（再選・再任できる）。組合員総会の職権は、定款を作成・修正する、理事と監事を選抜・改選する、百信資金互助社

の発展計画を審議・決議する、理事会と监事会との年度実務報告を審議・承認する、固定資産の購入および経営に関わる他の重要な事項を審議し、年度会計予算と決算案と、利潤配分案、欠損補足案を審議・承認し、管理と経営職員の給料を審議・決定する、合併・分割・解散・清算などに関し決議を作成する、という職権の他に定款に定めた他の職権も含んでいる。

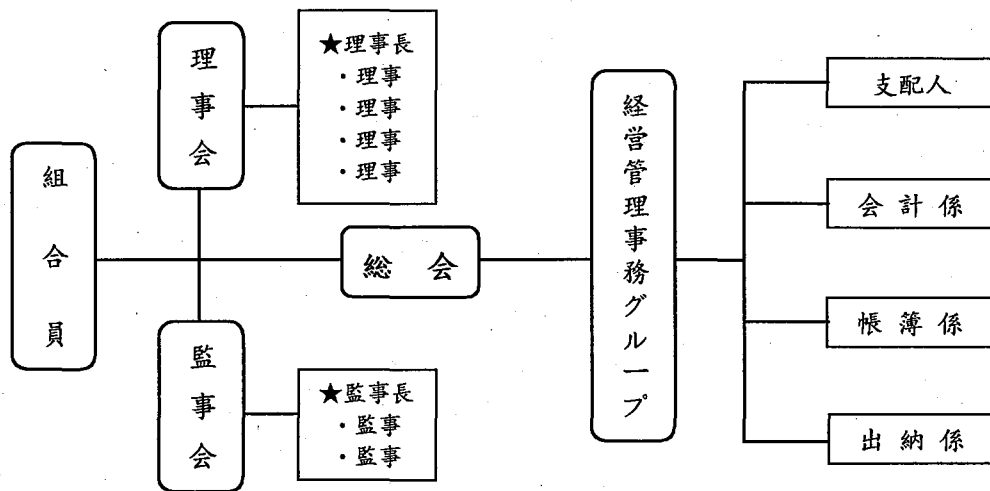


図5-2 百信資金互助社の組織構造
出典：実地調査より作成

組合員総会は理事会により召集され、少なくとも年に一回で行わなければならない（第二十八条）。三分の二以上の組合員が出席しなければ組合員総会を開催できず（第二十九条）、百信資金互助社の議決権は基本議決権と附加議決権 2 種類を設置している。すなわち、1 人一票の基本議決権のほか、出資額に応じた附加議決権（基本議決権の総数の 20% に相当する）も設置し、組合員の出資金額あるいは比率に応じて附加議決権を分配する（第三十条）。理事会（5 名の理事で構成され、うち理事長が支配人を兼任し専従の理事であるが、他の 4 名の理事はすべて非常勤理事である）は業務執行機構である（第三十一条）。监事会（監事 3 名、うち監事長 1 名で構成され、専従の監事を設けない）は百信資金互助社の監督機構とする（第三十三条）。百信資金互助社は 1 名の支配人を設け、理事長が兼任する（第三十五条）。理事長（支配人）と経営管理事務グループの職員の給料は組合員総会により決定されるが、他の理事、監事には給料を支払わないこととする（第三十六条）。

2007 年 6 月までに各職員が全て無給で業務を担当していることが現地調査により分かった。

2. 組合員の加入と脱退についての規約及び手続

『百信定款』の第十一、十二、十三条には、組合員に関して次のような規定がある。すなわち、組合員になるためには、『百信定款』に定められた出資条件を満たす必要があり、定款を認証し、守り、また出資可能な農業者であることである。つまり、自由に加入・投資できるのは、地域内の農業者である。ただし、加入要件として信用力の高い組合員の保証が必要であると規定している。

百信資金互助社への加入手続きは、図5-3に示しているとおりでである。

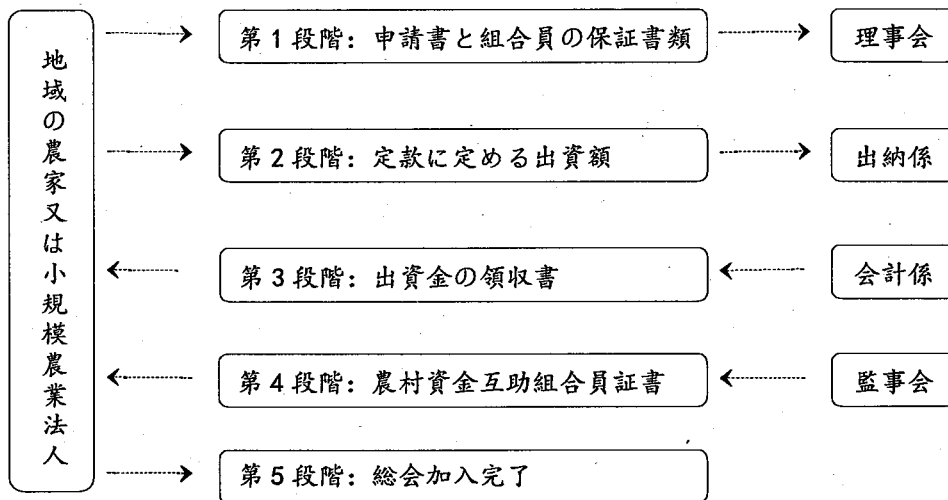


図5-3 百信資金互助社に加入のフローチャート

出典：実地調査より作成

すなわち、少なくとも二人の組合員による保証書類と加入申請書の二つを理事会に提出することと、理事会の資格審査に合格した者が百信資金互助社に出資できることであり、出資金の払い込みが会計係で確認されれば、監事会から組合員証書が授与される、というように、簡潔な手続きを経て、地域内の農業者が百信資金互助社の組合員になることができる。

組合員の百信資金互助社を脱退することに対し、『百信定款』は、次のように定めている。すなわち、全額の出資金を引き揚げる申請を提出し、百信資金互助社のその年の経営が黒字であり、出資金の引き揚げによって自己資本比率が8%を下回らなかった場合で、脱退したい組合員が期限を過ぎて返さなかった貸付元金と利息がないなどの要件が同時に

整っていれば、組合員は脱退してもよい（第二十一条）。また、脱退する組合員は、農家組合員なら3カ月前に、小規模農業法人組合員なら6カ月前に、理事会に申請を提出しなければならず、承認を得る前に、脱退手続きが行われ、脱退手続後に、脱退した者の組合員資格を無効とする（第二十二条）。ただし、脱退前に結んだ契約については、引き続き履行しなければならない（第二十三条）。

以上の規定から、百信資金互助社に加入することも百信資金互助社を脱退することも、自由ではあるが、一定の条件を設けているのが明らかである。

3. 自己資本の構成と各種出資の権益

百信資金互助社の自己資本は、組合員からの加入金・出資金・貯金と政府・社会・個人の贈与（社会公衆出資と総称される）などで構成される。なお、百信資金互助社の組合員出資は「百信合作社」の組合員出資と異なり、すなわち、資格出資以外の投資出資と流動出資及び社会公衆出資を設定している。百信資金互助社の自己資本の構成状況、各種出資の加入、脱退の条件、1口当たりの出資の金額または権益などを図5-4に示す。

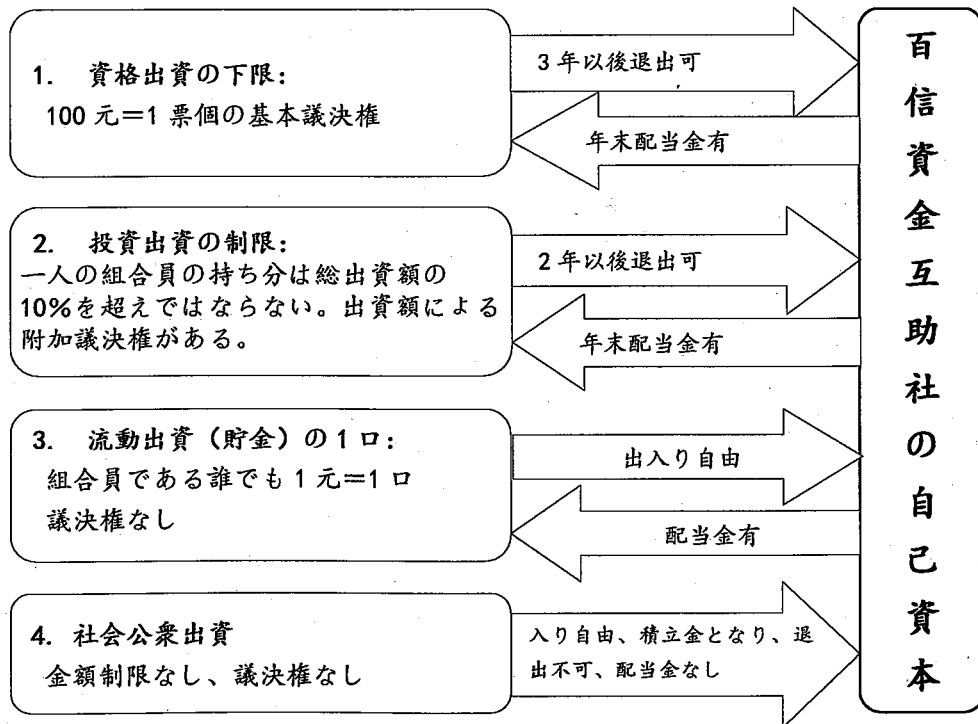


図5-4 百信資金互助社の自己資本の構成状況及び各種出資の権益
出典：『百信定款』及び『百信貸付方法』より作成

この図に示したように、農家や小規模農業法人に対して、百信資金互助社は同一の出資水準を実施している。これはその前身の資金互助組時代の規約と異なるものである。かつての定款においては、農家組合員と小規模農業法人組合員の1口出資額は異なり、資格出資の場合、前者が200元、後者が500元、投資出資の場合、前者が400元、後者が1,000元であった。各種出資の1口当りの払込額が違うだけでなく、百信資金互助社からの脱退は制限期間が設けられ、また各種出資に対して相違があった。このようなことから、できるだけ多くの資金を獲得し、長い時間にわたって調達し、貸付能力を向上し、事業拡大を図ることを目的とした傾向が明らかである。しかし、「資金互助社暫定規定」に従うために、百信資金互助社は以前の差別出資規約を改正し、平等な出資水準を定めて、実施していると考える。

4. 融資管理についての規定

協同組合的農村金融組織としての正統性のない農村信用社の経営管理が混乱した結果、「三農」向け貸付が不十分である状態をもたらし、新しい協同組合的農村金融組織が、資金互助社という形で誕生した。次の段階では、資金互助社の経営管理が、どのように行われていくかが、注意すべき点であると考えられる。それでは、百信資金互助社の経営管理の事例を確認してみたい。

百信資金互助社は、銀監会の「資金互助社暫定規定」に従って、周到かつ慎重な運営管理を行う考えを持っている。そのために、『百信定款』の第四十三条は、総資本の10%以内の資金を在庫現金として残しておく、と定めている。第四十四条と『《梨樹県閭家村百信資金互助社信用貸付管理方法》』（以下、『百信貸付方法』）の第三条は、貸付額や貸付が受けられるかどうかに関して、それぞれ制限が、銀監会の「資金互助社暫定規定」と同じように設けられている。例えば、単一の組合員の借入が総資本の15%を超えてはならない、単一の小規模農業法人の借入総額が総資本の20%を超えてはならない、借入額の多い10人の合計額は総資本の50%を超えてはならない、などと定めた上で、組合員の借入額は自らの出資総額の10倍²⁾を上回ってはならない、貸付の利用期間は一年間を超えてはならない、というような細則を加え、制限が課せられている。

百信資金互助社では、組合員の信用度を重視して組合員個人信用情報記録所を審査する

信用評価グループを設置している（『百信貸付方法』第八条）。信用貸付に関し、『百信貸付方法』第四条は、百信資金互助社は優待金利などの手段で組合員の小額借入・短期借入を刺激することを通じて、資金の流動性を強化し、信用度の高い組合員は優先的に貸付する施策を採用する、と明記している。また、第十条では、次の条件に適合する組合員は無担保・無保証人信用貸付が受けられる、すなわち、1）借入額が5,000 元未満、2）百信資金互助社との取引に不良記録がないこと、3）信用度評定に不良記録がなく、保証人としても不良記録がないことである。ただし、大口貸付に関しては、5,000～10,000 元の借り入れは1～2 名の組合員の保証がなければならない、10,000～20,000 元の借り入れは2～3 名組合員の保証がなければならない、さらに、20,000 元超える場合は資材担保がなければ借入はできない、と『百信貸付方法』の第十一、十二、十三条に、それぞれ定めている。

| 利用期限 | ≤10 日間 | ≤3 ヶ月間 | ≤6 ヶ月間 | ≤9 ヶ月間 | ≤12 ヶ月間 |
|------|----------|--------|--------|--------|---------|
| 利用費用 | 2 元（手数料） | 0.75% | 0.84% | 0.93% | 1.02% |

表5-1 百信資金互助社の貸付金利の一覧表：

出典：『百信貸付方法』より作成

※ 地域の民間金融の1カ月の金利は、1.8～3.0%

百信資金互助社の資金利用に関し、『百信貸付方法』の第二十八条は、第四条の規定を踏まえた上で、貸付金利は表5-1に示すように、利用期間の長さによって5段階に分けられている。様々な条件に応じて異なる金利制度が講じられており、3カ月を期限として、貸付金利のほぼ一割の変動幅が定められている。

これらの金利は、地域の民間金融、高利貸より低く抑えられている、と現地に行ったヒアリング調査により分かった。

また、百信資金互助社には、組合員貸付の状況に即応した賞罰制度が設けられている。すなわち、貸付金利は、引き下げる場合、また引き上げる場合もある。信用度が一級と評価された組合員への貸付や、項目リスク比率が30%より低い場合の貸付、年に三回以上組合員の信用度の等級評価、あるいは互助保証に関わり、しかも不良記録がない組合員への貸付、出資額と貯金額との合計より少ない貸付、重大な災害に見舞われた組合員への貸付、などについて金利の10%は引き下げられる（第二十九条）。これに反して、信用度が三級と評価された組合員への貸付や、項目リスク比率が60%より高い場合の貸付、信用度の等級評価または互助保証に参加していない組合員の貸付、期限を過ぎ、また三回以上催促さ

れた貸付、などについての金利は基本的金利の10%は引き上げられる(第三十条)。さらに、期限を90日以上過ぎた貸付、返済を催促され、返済保証のない貸付、返済能力を持つが、積極的に返済しないと信用評価グループに評価された組合員への貸付、などに対して金利は基本的金利の100%で引き上げられるとする(第三十一条)。

貸付を利用する組合員の信用度、貢献(主に出資金と貯金の総額)の大小、貸付を利用する項目のリスク比率・返済などの状況に基づき、理事会は貸付に対し金利が下げるか上げるかについて主張し、監事会の同意を経て、組合員に書面により通知し、広く意見を求める。多数の組合員の同意を得た場合、理事会は金利調整の決定を1週間以上公告しなければならない。公告が満期にならなければ、新調整された金利を執行してはならない(第三十二条)。

紹介したような融資ルールから、百信資金互助社は組合員の小額または短期的資金利用を主張し、組合員の信用度の育成・構築を重視し、平等、民主、公正などの協同組合原則を守り、銀監会の周到かつ慎重に経営管理を行うという要求を厳格に遵守し、健康かつ持続可能な発展を図り、不良債権の発生を絶対に防ぐ、というような決意が堅いと感じられる。

【注】

- 1) 本節に引用された百信資金互助社に関するデータと資料については、特に注釈がなければ、すべて『百信定款』と『百信貸付方法』の内容、または筆者の現地に行った調査によるものである。
- 2) 資金互助組の時代に執行した貸付の上限は、組合員の出資総額の6倍であった。

第四節 資金互助社の効果及び問題点

新しい農村金融政策に基づいて、以前からの農村地域における民間の資金貸借が、協同組合化と組織化と制度化が合法的に行われ、結局は地域社会の協同組合的農村金融組織と定義され、資金互助社になった。次からは、引き続き百信資金互助社の事例を用いて、資金互助社の運営実態についての紹介を通して、それにより生じた効果を帰納し、発展過程の中に存在している問題点について分析を行う。

1. 資金互助社の金融機能上の効果

資金互助社は、農村地域の民間金融資本を集め、積み立て、さらに一般農家への融資能力を拡大することを通じて、組合員の農業生産性または生活上の臨時的借入需要に対応できる新型の協同組合的農村金融である。資金互助社の金融機能上の効果について次の点を指摘できる。

第1には、資金互助社の登場がもたらした最も明らかな金融機能は、一般農業者が資金の過不足調節を可能にしたことで、長い間、中国農村金融市場が抱えてきた借入難の解消に展望が開かれた。

百信資金互助社に加入している組合員は、経済的実力によって三つの組に分けられる。一つは生産・生活用資金が十分、かつ黒字経営で、余剰資金を持つ農家である。もう一つは必要となる資金に関し、不足する可能性があるが、小額のため、たいていは自分で調達できる農家である。その他の農家は、資金を有していないあるいは所有している資金より不足部分が大きい、貧しい農家である。この農村地域における普遍的なかつ一般的な問題に直面して、農家が資金互助という対策を考え、農村金融改革の難題にとって一つの解決方法を示した。すなわち、「富裕層」は遊休資金を貯金として資金互助社に出資し、利息を得られ、金利はフォーマルな金融組織のそれより高い。一方で、「貧困層」は資金互助社から資金を借りることができ、その際、コネを利用したり裏取引をしたりする必要がなく、借入に必要な費用は大幅に少なく済む。

農家は、各自の力を合わせて、協同で自分達の信用団体を立ち上げ、その財産権、管理権及び利用権を共同所有することから、資金互助社の本質的な所有者である。組合員の資

金繰りが付かないという困難はこれから自分達の金融組織の業務を通じて応じることができると見られる。

第2には、資金互助社は、これまで組合員から資格出資や投資出資と流動出資などの形で農村資金を吸収し、農村金融資本に農村内での受け皿を提供し、農村資金を農村内にプールすると言う機能を発揮したと言える。すなわち、農村資金が資金互助社に出資されることによって、都市部あるいは非農領域への流用量が次第に減少する。よって農村金融市場の資金供給が著しく不足しているという問題を緩和することができる。

組合員が投資資金あるいは生活資金の融資を受ける際、資金互助社への出資額に応じて、それが多ければそれだけ融資額も大きくなる。例として、百信資金互助社の定款によれば、組合員が出資額の10倍の貸付を得られて、最長一年間その資金を利用できる。すなわち、利用可能な金額が資金互助社の定款に従って、拡大された。また、このような貸付は繰り返し行われ、かつ貸付申請・返済の手続きは非常に簡単で、利便性が高い。

資金互助社に加入、すなわち出資しさえすれば、必ず互助協同資金を利用できるようになる。言い換えれば、自らの資金より多くの資金が必要であるなら、先に資金互助社に加入し、組合員になった後、資金互助社から出資額に応じた借入金を受けられる。将来借金する必要があるかもしれないから、その際借入金は入手できるために、現在資金互助社に加入する必要がある。加入者の増加が進めば、農村地域の借入・貸付難という状況はある程度緩和される。

第3には、資金互助社が、資金互助などの業務の展開を通して、農村資金の流動性を加速できる。農村住民の消費活性化と投資理念の浸透、借金や資金運用に関する意識の変化が、農村経済の貨幣経済化をさらに進める経済効果がもたらされる。すなわち、農家の収支構造に占める貨幣化率が一層高まる傾向に反映し、農村経済化への進展によって、地域社会的格差を次第に縮小することもできる。

また、資産担保や保証人を必要とせず、組合員の個人信用に基づいた、小口互助貸付は、他の金融組織にはできない。さらに多くの組合員が互助的資金を得ながら、互助資金の流動性を高めるために、資金互助社は異なる金利や奨励及び懲罰の制度を設け、組合員の短期的な借入を刺激している。その金融商品は、小農経済の資金需要の特徴に応じて設定され、伝統的な民間貸借に類似する性質もあり、小農の返済の能力にも適合している。これらは農村資金互助が他の金融組織と違うポイントである。

第4には、資金互助社の展開によって、農村金融市場の需給矛盾を解決できる可能性が

ある。百信資金互助社は、図 5-5 に示される「組合員+資金互助社+フォーマルな金融組織」融資モデル（以下、「百信融資モデル」）という資金融通の形式で、フォーマルな金融組織と農業者の間に、資金担体の役割を發揮できた。

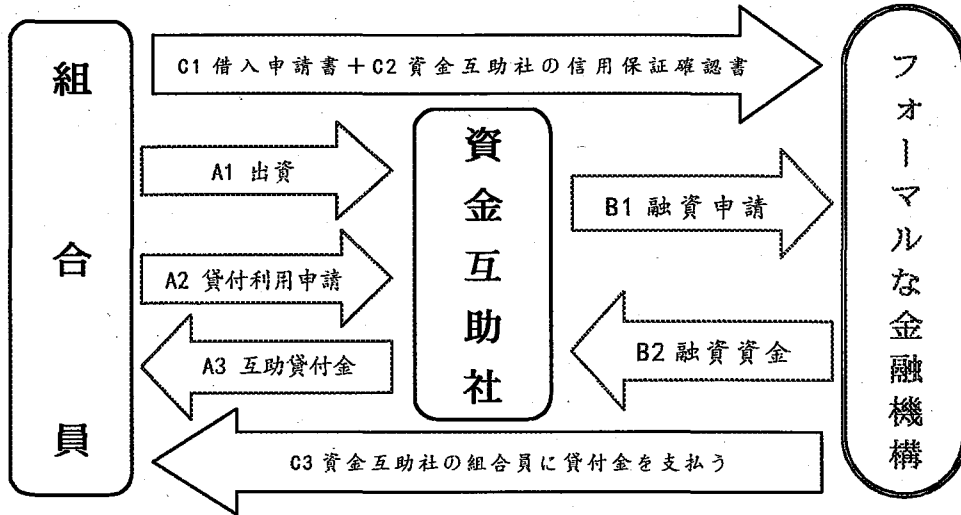


図5-5 「百信融資モデル」

注：図の中のA、B、Cがそれぞれ組合員、資金互助社、フォーマルな金融機構間の取引を表し、ローマ字と数字が共に取引の後先順、矢印が取引動きの方向を表示している。

出典：百信資金互助社の業務報告により作成

多くの組合員を援助するために、百信資金互助社は法人の身分でフォーマルな金融組織から融資を借り入れて、借りた資金を小口貸付にして、組合員へ貸付を行うものである。すなわち、資金互助社は、組合員により多くの資金を供給することができ、同時に他のフォーマルな金融資本が農村金融市場に参入することを促す。農村金融市場における金融商品の多様化、リスク低減を実現する。

「百信融資モデル」についての説明は次のとおりである。原資は地域の農業者の自発的な出資で構成され、情報の開示、共有がなされる資金互助社と組合員との間で互いの状況についての情報が対称であり、組合員の団体信用を持つ。また、資金互助社はフォーマルな農村金融組織として、他の金融組織との「平等な交渉権限」と「平等な取引権限」を持ち、互いの情報が対称になりやすく、双方間の貸借取引は合意に達しやすくと見られる。

「百信融資モデル」に含まれた各参加者は、期待した金融利益あるいは経営目標のノルマを達成できる。具体的にいえば、まず、組合員が資金互助社の貸付を繰り返し利用できることだけでなく、資金互助社の信用保証のおかげでフォーマルな金融組織の貸付サービスも利用できることである。その次に、フォーマルな金融組織の金融商品が資金互助社の

業務を通して農村金融市場に入ること、金融資本の流動性が高められ、経営コストは大幅に低減でき、また経営のリスクも資金互助社の経営管理によって分散され、リスク分散状況はほとんど把握できるほどになった。他には、資金互助社が、多くの調達資金をプールできるとすれば、組合員へのサービス拡大も可能であるし、金利差を通じて経営利潤も実現できる。

2008年12月に中国人民大学で開かれた「農民專業合作社の發展と中国現代農業組織の革新」(《农民专业合作社的发展与中国现代农业组织改革》)というシンポジウムの報告によれば、百信資金互助社は、組合員数が109世帯、出資金総額が13.44万元に達した。そのうち資格出資額は2.18万元(200元/各世帯)、投資出資額は11.26万元であった。正式登録から二年間未滿の利用実績を累計すると、203口、88.33万元の貸付が取扱われ、貸付のすべては組合員による利用で、貯金残高は2.6万元であり、不良債権の発生率はゼロであった。組合員数が増加し、資金の利用率は高く、都市部の資金¹⁾が業務を通して農村部へ還流し、貸付の状況も良好である。これらの数字から、百信資金互助は短い期間で、大きく発展したことや、明確な経済的効果がとは言い難いが、資金互助制度は貧しい農家にもう一度奮起する機会を獲得させ、世間体がよくなかつ自分を大切に、この世の中に生計を立てる²⁾、と分かった。

2. 資金互助社の金融制度上の効果

資金互助社が新しいフォーマルな金融組織として承認され、設立されることは、中国農村金融制度の状況を総合的に観察すれば、次の制度上の意義を整理できる。

第1に、資金互助社は、過去における農村信用社および農村合作基金会と異なる(表5-1を参照)。その大きい違いは政府の干渉がないことである。「資金互助社暫定規定」によって設立された資金互助社は独立した企業法人という資格を持ち、国有、準国有、官営のいずれでもなく、決して政府の「小金庫」でもない。資金互助社は政府財政の資金支援に依存する部分を持ちながらも、政府に従属する関係でなく、「民営、民有、民管(理)、民受益」という理念に基づく組合員の協同組合的農村金融組織である。

表5-2で示しているように、資金互助社は、協同組合的農村金融制度の充実を示すものであり、農村信用社と農村合作基金会の偽りの協同組合的な性質を是正したものであり、また、これまで中国の農村金融では不在であった多様な金融機能をもたらしたものである。

| | 農村信用社 | 農村合作基金会 | 資金互助社 |
|----------|-----------|-------------|------------|
| 所有者 | 官営・国営 | 官営 | 民営 |
| 経営目標 | 利益の最大化 | 政府の政治上の業績 | 組合員にサービス |
| 「三会」の役割 | 形式的 | 形式的 | 支配、管理、監督 |
| 経営管理 | 上下関係で支配 | 行政干渉 | 民主管理 |
| 農家との利益関係 | 二つの利益主体 | 多元の利益関係 | 同一の利益主体 |
| 市場情報関係 | 非常に不対称 | あまり対称ではない | 対称 |
| 市場取引のコスト | 高い | やや高い | 非常に低い |
| 資金源 | 国民貯金+国家貸付 | (高金利の) 国民貯金 | 組合員出資+銀行借入 |
| リスクのレベル | 高い | 高い | 低い |
| 自制能力 | 弱い | 非常に弱い | 強い |
| リスク拡散範囲 | 社会 | 社会 | 地域社会 |
| 利益配分 | 銀行金利 | 高い利息 | 資金利用+配当金 |
| 協同組合的性質 | 偽物 | 偽物 | 本物 |
| 契約違反のコスト | 低い | 退出 | 非常に高い |
| リスクの担い手 | 国家及び全社会 | 政府 | 組合員 |

表5-2 資金互助社と農村信用社、農村合作基金会の比較

出典：3つの金融組織についての比較・分析・整理により作成

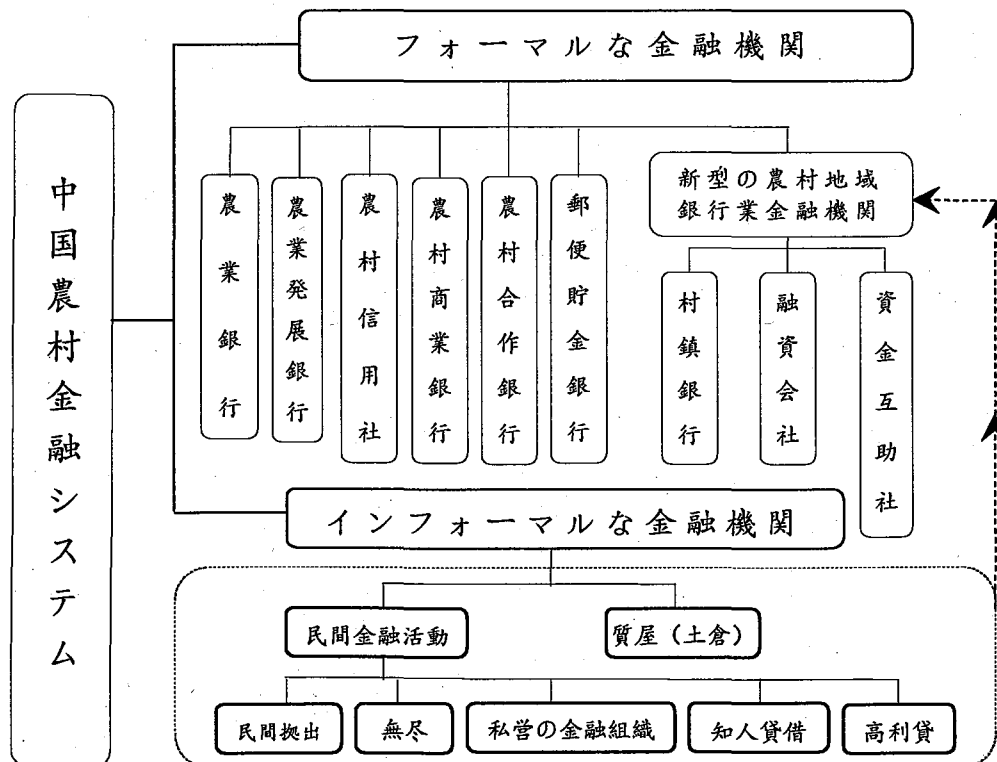


図5-6 中国農村金融システムの現状及び変化の傾向

出典：筆者作成

資金互助社と他の新型の農村金融組織の登場によって、中国農村における金融資金の供給並びに金融サービスの多様化の基礎が形成されつつあり、農村金融システムの現状及び発展の傾向は、図5-6で示しているようになる。

第2に、資金互助社は、従来の農村民間資金貸借から発展し、フォーマルな協同組合的農村金融組織として合法的存在となった。またそれは、現存している他の形態の民間金融組織及び金融活動に、新たな展開を迎えさせる過程、持続的発展や経営目標を設定・実行する過程において、資金互助社の発展経験に啓発され、同じ合法化の道を選ぶ可能性があることを示したと考える。すなわち、他の民間金融組織は、資金互助社の発展過程を参考にしつつ、積極的に関係部門の審査と許可を申請して、フォーマルな金融組織としての資格取得に努力するであろう。

現地調査及び研究関連資料についての調査によると、次のような事例を確認できた。すなわち、1) もともと農民合作社内部に設立された百信資金互助組は、2007年3月に銀行業金融企業法人の資格を取得し、百信資金互助社の名称で中国における協同組合的農村金融の新しい展開の試行例になった。2) 内モンゴル自治区の通遼市では従来、高利貸を営んできた牛占友氏が、14人の農家と共に発起人として、通遼市遼河鎮融達資金互助社を設立した³⁾。3) 政府財政やNGOの農村貧困扶助プロジェクトの資金に基づき、農家の共同出資を加えて成立された地域社会発展基金(Community Development Funds)⁴⁾、並びに4) 2004年以後の「中央1号文書」に従って農村地域に設立された多様な金融組織や、違法経営と定義されていた各種の民間金融は、今後、『意見』や『資金互助社暫定規定』などの法規・政策に導かれて、新型の農村金融組織として発展の方向性を選択するというような傾向がある(図5-6を参照されたい)。

第3に、資金互助社という協同組合的農村金融組織及び関連制度は、これまでの農村金融市場におけるフォーマルな資金供給における無競争、あるいは競争不足の現状を改善し、競争環境の形成を促進しながら、農村社会の資金要素を再編する変革をもたらすであろう。

農業者が資金互助社から資金を得るためには、最初に資金互助社に出資することが必要である。同時に、資金互助社は組合員相互の信頼関係と情報公開を基盤とする組織であるため、組合員に剰余資金があるとき、その出資先として自分が所属する資金互助社を最優先することは当然である。今後、資金互助社の発展・拡大は、農村地域における農村信用社と郵便貯蓄銀行の資金の調達並びに貸付業務との競争を通じて、必然的により競争的市場構造が形成できる。他の形態の農村民間金融は、もともと、農村金融市場の弱みに付け

込んで、生まれたものなので、リスクが高い、あるいはコストが高い、あるいは売り手市場の優勢を持って、参加・利用者の利益を侵す、などの欠陥がある。たとえば、1) 知人貸借は一般的であり、利息払いの必要はない場合が多いが、慣例としての「お返し」は常に金利より多いものである。2) 各種の「合会」は参加しているメンバーが、集まった資金を一回しか利用できないので、発展の持続性を持っていない民間金融活動であると判断され、また「倒会」の恐れや、違法な資金集めの疑いもある。3) これまで普遍的存在であった高利貸は、高い金利で借金する人の利益を不当に搾取するもので、やむを得ない場合以外は拒否される民間金融だと言える。以上の各民間金融活動は、何と云っても、農家にとって引き合わないのである。最終的には、『意見』に従って、資金互助社と同様に、合法化され、新型の農村金融組織に転換する、そうでなければ、農村金融市場から淘汰・排除されてしまう、というように状況が変化する可能性が高い、と考える。

第4に、『資金互助社暫定規定』の公布及び実施は、『合作社法』における農家の金融協同権に関し法的矛盾が生じているとの論争に決着をつけた。言い換えればその法的整備の不備が補われたのである。同時に中央政府並びに主管部門の新たな農村金融政策を実施する際、慎重かつ緻密な行政側の実務処理の態度はあらわされた。また、農村における金融面の協同組合と他の分野の協同組合と別々に行わなければならないと言うような政策当局の選好が明らかであると考えられる。

このように政策を作成した理由としては、政策の実施、すなわち、農村協同組合、少なくとも農民專業合作社と資金互助社の今後の設立及び運営において、政府及び関係部門が、誰がどのような役割を發揮し、監督管理の責任を負うかをはっきり区別しなければならないのである。つまり、『合作社法』により農業行政機構（農業省及び下部の庁、局、支局）は農民專業合作社に対して監督管理の責任を負う。金融面の協同組合は金融活動であるから、監督管理の責任を銀監機構が負わなければ不適當である。逆に言えば、銀監機構は、農民專業合作社およびその業務に対する監督管理、または、農業行政機構は農村金融に対する監督管理には経験が不足しており、適切とは言えない。政策に定められたように別々に設立させ、別々に監督管理をさせることは、各方面の責任、權益を明確にでき、ついては資金互助社に、農村信用社と農村合作基金會在過去、経験したような過ちや失敗を防ぐことができると思われる。

第5に、『資金互助社暫定規定』に定義されている資金互助社は、協同組合的農村金融組織であるが、伝統的な協同組合制度の原則に従って形成されたものと若干の異なりがあ

る。これについて次の点を指摘できる。まず、資金互助社は出資の方式を4種に分け資金調達も多様である。つまり資格出資のほか投資出資と流動出資があり、また社会公衆出資を受け入れ、他の金融組織から資金を導入することもある。従来の協同組合的金融組織における単一出資での資本構成に比べ、資金調達の方法は格段に多様化した。そして組合員に対するサービスの向上と、利潤をあげて組合員にできるだけ多くの配当金を出すこと、及び組織の経済的力を早急に強めること、などを実現するために、資金互助社では、決済業務や政府債権と金融債券の売買などに関して、収益の最大化を追求することが重要な経営目標とされる。従来の協同組合的農村金融組織と比べて、商業化経営の特徴が明らかに現れている。また、資金互助社が株式制度の導入によって、組合員の範囲を拡大したことも指摘できる。組合員の加入と脱退や、出資金の投入と撤回について、一定の制限条件を設けたり、農家組合員と企業組合員を区別して対応したりすることが見られる。つまり伝統的な協同組合の「加入自由、脱退自由」や「個人だけが加入できる」といった条件の変更が認められる。ほかには、民主的な経営・管理や、組合員総会制度が資金互助社に実施されているが、組合員の有する議決権の比率は出資額に応じたものであり、議決制度は「一人一票制」に基づく「一人権票制」である。すなわち、組合員の資格出資が一つの「基本議決権」とし、投資出資が「附加議決権」となる。「附加議決権」は投資出資の量によって与えられるものである。同時に組合員の利用できる金額の限度は、各自の総出資額及び信用度の等級に対応するものとなるだろう。従来の協同組合的金融制度に主張された古い「公平」、「平等」、「民主」という理念において、新たな理解と解釈を加えさせつつある。従来の協同組合的金融制度に見られた「平均主義」から、組合員の協同組合への貢献向上が重視・刺激されるという方向への転換が明らかである。

3. 資金互助社の社会的効果

資金互助社という協同組合的農村金融制度の普及は、農村金融制度に関わる改良運動だけでなく、農村社会の風潮と道徳情操などに対する文化改良運動ともみなされる。農村資金互助活動の規模と範囲が次第に拡大されることで、農村社会の性質は変化するし、調和的な社会と社会主義的な新農村建設の歩調が促進されると見られる。このような見解を説明できるのは、次の点がある。

第1に、協同組合的農村金融組織というプラットフォームに展開されている資金互助活

動は、農村地域社会の人間関係を血縁・親縁中心から地縁・業縁（人と人との間の従事している業種のつながっている関係）中心に変えるので、社会成員の社会関係上の負担は軽くなり、その結果としては、身分社会から契約社会への変革変化が促進されると見られる。こうした過程では、人々の行為が一層契約における責務と合理的思考に基づくものとなり、彼らの自由、平等に取引する権益は重視または保護されるであろう。こうなると、協同組合的農村金融制度に提唱される「公平」、「民主」、「自由」などの主張が、農村地域の社会的安定を強化させ、農村経済の発展・新農村建設を促すイデオロギー上の意義は、資金互助社制度の展開より、拡大されたとと言える。

第2に、資金互助社により協同組合的農村金融事業の展開が、すべての農村地域社会の信用レベルを向上させるであろう。資金互助社が組合員の信用度を非常に重視し、信用評価・審査を行うように定めている。また、契約不履行や詐欺などに対しては、経済的あるいは制度的な不利益をこうむる結果となるであろう。例えば、期限を過ぎても借金を返済しなかった・契約を守らなかった組合員に対して懲罰的金利を採用し、信用度を低く評定し、組合員から、「村八分」にされたり、排斥されたりすることもあるかもしれない。こうした制度的脅威が客観的に組合員の日常行為を監督する力になる。資金互助社に参加、互助資金を利用するために、各組合員は十分に自らの信用維持・強化に留意せざるを得なくなるであろう。その結果としては、信用度の高い組合員により構成された資金互助社の一つの信用度の高い集団になる。信頼関係の醸成された社会は調和的な社会像の一つであることが広く知られていると考える。

第3に、互助協同組合の知識の研修が、百信資金互助社によって行われているという点である。これは身を持って互助協同組合活動に参加することを通して、組合員の総合的な素質と能力は急速に上昇することが期待できる。同時に、資金互助社は公正に組合員に互助貸付などのサービスを提供しながら、組合員間の思想文化交流、生産生活の協同連携、事業の共通発展などに必要な雰囲気や環境を提供できる。協同組合文化は、農村地域における普遍的な現実的存在となり、昔からの自分本位及び情報非対称などによってもたらされた賭博、迷信・盲信、悪評、流言飛語、派閥的勢力、やくざな商売、などの醜悪な行為や現象は、これから協同組合文化が発揚されるにつれて、次第に減少の傾向にあり、農村における社会文化環境は浄化されつつある。逆に考えてみれば、高尚な文化、科学技術尊重、互助友愛を主流とする社会が、農家の参画する協同組合運動に、思想的基盤や、社会的世論などの支持を提供できる。

第4に、一層重要なのは、資金互助社の展開により、「三農」経済発展がさらに多くのレベルの高い文化要素を獲得したことである。すなわち、経済学者や、農村経済専門家・研究者、及び各級政府の指導者の関心、「診脈」、画策に基づいて、新農村経済建設の目標は高度化され、進捗の速度は着実に高められる。大学生の現地調査、見学、農村生活体験などを行うことを通して、農村及びその教育を支援する活動は農村地域の知識文化の構成を改善させ、農村教育の水準を高めるものとなると評価できる。こういう動きに参加した大学生が、農村においての体験、学習、調査結果により、自分を豊かにし、各種の農村互助協同組合の設立に大きな協力と推進の役割を果たした。時間がたつにつれ、発展し拡大した農村互助組合事業は、明らかに農村を愛する、農村の実務を熟知する知識人の働きに頼らなければ、維持、拡大できないであろう。資金互助社を展開・発展・壮大にしていくことは、「大学卒業生の就職困難」や「都市部は農村教育資源を搾取する」などの社会的問題を緩和・解決する役割を果たす可能性を持っていると考える。

4. 資金互助社の展開及び発展における問題点

農村資金互助協同組合は農家の生産関係を調整できる組織体であり、農村金融システム整備を支援する基礎要素であり、商業銀行の持続可能な発展の達成にとって必要な条件であり、国家と農家を結びつける紐帯である。このような考え方は最近になりやっと形成されたもので、社会各界の反応は一致でなく、十分な認識を持っていない。次からは、資金互助社の二年未満の発展の実践により、その運営と管理、及び指導と監督において抱える困難と問題について分析したいと考える。

まず、資金互助社にとって資金の源泉は確かでなく、組合員の借入需要を満たせる貸付サービスを提供できない。百信資金互助社の組合員では資金需要がある農家を中心として、借入需要は預貯金の供給をはるかに超えている。実態調査によれば、90%以上の組合員は借入要求がある。例えば、2008年12月まで、組合員の資金利用実績は累計すると、203口、88.33万元であって、組合員貯金残高は2.6万元しかなかった。資金互助社は、政策と、制度、規則によって、組合員からしか貯金サービスを提供できない。そのため、自己資金で組合員の需要を満たせない問題が出てきた。調達資金が不足していることから、百信資金互助では、貸付業務を中止したこともあり、新しい組合員を受け入れられず、組織の規模や貸付の能力は拡大できない、というような懸念を感じている。

次は、政策の制約を受けて、資金互助社の発展は始めから歩行が困難である。百信資金互助社は開業以来、銀監会に許可された業務を行い、積極的に農業発展銀行や農業銀行、農村信用社から融資できるよう努力して、資金源泉問題の解決を目指してきた。しかし、これらの農村金融組織は一切、上級組織と銀監機構の具体的融資政策や操作マニュアルがなかったため、軽はずみには実施できない、と返事している。また、最新の農村金融政策⁵⁾により、資金互助社は人民銀行に貯金支払準備金を預けなくても一時的には良いのだが、貸付の最低金利が人民銀行に公布された同期の貸付の基準金利の 0.9 倍を下回ってはならない、と定められている。この規定は資金互助社の貸付金利の優位を阻害し、農村金融市場の競争環境の形成に打撃を与えると考える。

また、資金互助社の展開はどこかで抑制を受けて、展開の速度が村鎮銀行より非常に緩慢である。銀監会がまとめた統計⁶⁾によると、2008 年末現在、全国の新型農村金融組織で営業許可証を取得して開業したものは 105 カ所に達した。うち村鎮銀行が 80 行、融資会社が 6 社、資金互助社が 10 社となっている。しかし、各省に公開された情報により、資金互助社の名で開業した新型金融組織数は 10 社をはるかに超えた。この情報の違いは、『農民專業合作社法』に関する論争を思い起こさせる。協同組合的農村金融はどの形態で展開すれば良いのか、農家の專業協同組合と農家の資金互助の提携は本当に実現できないのか、なぜ別々にしなければならないのか、誰に監督管理の責任を負わせるのが適切であるか、などについて深くきめ細かな調査研究を行わなければならないと考える。

【注】

- 1) 百信資金互助社は四平市新華都市信用合作社（本論中の農村信用社と異なり、四平市に設置され、都市部金融組織である。）の融資を利用した経験がある。その借入は、そう金額は 20 万元（2 回に分けられ、1 回に 10 万元）、利用期限は 6 カ月、金利は 0.4875% であった。
- 2) 章文[63]参照、小口ローンを評価した時作成した文章。
- 3) 強興華[39]参照
- 4) 『霍山政府網』[18]
- 5) 2008 年 4 月 8 日、中国人民銀行と銀監会と共同で『村鎮銀行、融資会社、資金互助社、小口ローン会社関連の政策に関する通達』を公布した。この通達は、資金互助社は人民銀行に貯金払い準備金を預けなくても一時的に良いであるが、貯金金利に対して上限管理、貸付金利に対して下限管理を行う。すなわち、貯金金利の最高水準が人民銀行に定められた貯金基準金利を超えてはならない、貸付金利が人民銀行に定められた貸付基準金利の 0.9 倍を下回ってはならない、限られた期日どおりに、正確かつ真実に人民銀行に関する金利を報告しなければならない、と明示している。
- 6) 『人民網日本語版』[14]

第五節 本章のまとめ

以上で、資金互助社の展開の方法と運営の実態を明らかにした。資金互助活動にもたらされてきた金融機能と金融制度及び社会の三つの方面での成果について整理した。資金互助社の展開また今後の発展において存在する問題点を掘り起こし、指摘した。これらのことにより、以下の結論を導き出せる。

第1に、資金互助社は、「三農」経済の発展に伴って、農家の資金需要は拡大したが、フォーマルな農村金融組織の資金供給不足があつて、農家の資金需要の変化への対応が不十分の中で、また、国家の農村金融政策が緩和されたのを受けて、設立された農家独特の協同組合的農村金融組織である。その目的は、農家の遊休資金を集め、互いに助け合い協力する形で農家の短期的資金需要を満たし、また、地域農村資金の流出を防止し、小額農村資金の機能を拡大することである。域内の農業者は出資者であり利用者であり、また、組合員による民主管理が行われている面から見れば、この金融制度は協同組合的性格を持つと言える。

第2に、資金互助社は設立されたばかりなので、中国農村システムにおける位置付けと役割はまだ小さい状態にあるが、その登場によつてもたらされた効果は大きい。金融機能面では、農村資金の過不足の調節、農村資金のプール、資金流動性の加速などのような効果が表れている。基本的に協同組合原則に従つて展開することにより、農村金融システムの制度補完的役割を果たしている。また、農村地域における身分社会から契約社会への変革や、社会的安定の強化、社会の信用度と文明・文化水準の向上、レベルの高い文化要素の導入などの社会的効果が資金互助社制度の確立により見られるようになった。

第3に、資金互助社の展開段階及び今後の発展においての問題点について指摘できるのは、まず、資金源泉のことである。組合員の大多数は借入需要があるため、資金互助社に参加し、由々しい「便乗」心理を持つ者もいるので、資金互助社は発展初期において貯貸率が高いことは予想できるであろう。外部融資は組織の拡大、組合員の資金需要の満足にとって重大な課題となる。

第4に、資金互助社の設立には大きな進展が見られなかった。将来、新型農村金融組織の設立の中に、村鎮銀行の設立と同じように銀監機構に重視されるかは予測できない。また、2008年10月の中国共産党第十七期第三回全体会議で採択された決議案は、条件の整った農民專業合作社では協同組合的金融を展開しても良いと明示している。すなわち、こ

の決議案によって、中国において、今後、協同組合的農村金融を農民專業合作社の中に信用事業として展開する可能性が極めて高いと考える。こうなると、農民專業合作社は專業合作社ではなく多角經營型の合作社¹⁾へ移行させる変更も構想されている。

この変更構想が有効かどうかは依然としてはっきり言えない。本章で分析したように、農村資金互助は農村地域においてもともと農民合作社の中に生まれ、協同組合的農村金融としてその役割を高めているが、『合作社法』と『意見』及び『資金互助社暫定規定』は別々に出されたものである。よって、協同組合的農村金融はどのような形式で展開・発展するのか、その金利面、資金調達と融資面、会計上などにおいて、かなり法的、政策的、制度的な整備が遅れており、速やかに関連法律を作成することが必要とされている。このような協同組合的農村金融組織はすでに農村における資金不足と政府の政策緩和状況の下で、一定の程度で展開したと見ることができる。逆にいえば、もし、資金互助社、あるいは農民合作社の下部組織としての信用事業が、農村信用社と同じ經營条件に置かれ、同じ財政援助を与えられれば、十分な發展状況がすぐに現れるであろうと考える。

今後農村金融自由化の進展に伴い、協同組合的農村金融の展開は、協同組合原則に基づき協同組合組織内部の融資機能を担う信用事業に向かうことは、農家にとって非常に便利であり、政府にとって監督管理のコストが減少し、監督管理の効果が向上できることは誰の目にも明らかである。

【注】

- 1) 中国における多くの地区には、耕作に適応する耕地は地形、土壌質、などの要因に限られているから、各農家にとって請け負える耕地の面積が小さく、分布が散在している。たとえ同じ村でも、同じ農業經營になれるとは言えない。だから、農産物の生産に対して、何の種を専門にするのは無理。また、農家の農業生産の全プロセスにおいて、多様な協同・連携、すなわち、生産手段の共同購買・利用、生産技術の交流・指導、生産用資金の貸借、農産物の共同販売・貯蔵・管理、などのいずれもが必要である。単一の事業、つまり、專業の農民合作を行うのは、合作のコストを増加させ、合作の効率を低くさせると考える。

終章

総括と今後の課題

1990年代後半に入ってから、中国における農村信用社は初めて農業銀行から分離され、協同組合的農村金融組織に向かう独立的経営を始めた。しかし、社会主義市場経済の下で協同組合原則と市場原理を貫く協同組合的農村金融組織への再編は困難なこととなったので、2003年6月から、多様な財産権制度という目標の達成を基本原則とする改革が、政策当局側の要求に従って本格的に始動した。本研究は、1)各段階の農村信用社改革は如何に展開されているのか、2)その展開に伴い、改革された農村信用社の組織性格、組織構造、機能と役割、経営管理の実態が如何になされているのか、3)それが如何に位置づけられているのか、などについて、遼寧省葫蘆島市における統計分析と実証研究に基づいて、解明を行った。

また、本研究は、2006年年末から開始した中国農村金融自由化の背景と発展要因を踏まえ、資金互助社の設立の方法、組織性格、組織構造、資本形成、融資構造、機能と役割、展開の現状とその経営実態を明確にした。

さらに、中国における協同組合的農村金融の現状を把握した上で、現在の中国農村金融改革、協同組合的農村金融の展開、並びに農家協同組合の発展すべき道について、多少の示唆を与えることを今後に残された課題とした。

以下は、この分析を通じて得られた要点をまとめ、新型協同組合的農村金融に関する総合考察と展望を試みる。

第一節 各章の要約

序章では、中国市場経済の展開に伴い、「三農」問題というタームと内容が広く社会に定着し、「三農」経済発展を取り巻く外部条件が悪化する中において、資金供給の維持と持続的増加、農村金融システムの整備の重要性、中国農村金融市場における資金の流れの構造変化において、農村信用社の機能と役割、さらに、中国農村金融改革の進展、農村産業構造の調整、新たな農村制度の育成面の役割という3つの側面から、協同組合的農村金融の必要性についての分析を行った。

第一章「中国農村信用事業を取り巻く情勢の変遷」において、農村金融システム改革が深化されつつあることと、中国農政改革の方向転換により「三農」経済の変貌などのために、農村資金の需給はアンバランスになっていることを明らかにした。それは以下のようにまとめられる。

第1に、市場化を目指す中国金融体制改革の中で、4大国有商業銀行が農村地域の出先機構の撤退を始めたことが、農村資金の供給不足をもたらした。1996年9月から、独立の農村金融組織となった農村信用社に対し、協同組合的農村金融組織への改革が進められつつあった。農業銀行と農業発展銀行の融資対象に、農家と小規模農業法人が含まれていないことから、農村信用社が、次第に地域の農業者にとって唯一の貸付を提供するフォーマルな金融組織となった。農村合作基金会は閉鎖され、民間金融はいつものように抑制され、最終的には、農村信用社が農村金融市場において、独占的経営を行っていた。無競争の金融環境の中で、農村信用社の不十分な融資意欲と融資能力や、県域における経営機構の統廃合などにより、地域によっては資金供給が依然として非常に不足している。

第2に、農村資金供給の不足という局面を打ち破り、早急に「三農」問題を解決するために、中央政府また地方政府は「三農」向け財政支援の対策の強化と支援のメカニズムを改善し、農村税制改革を支持・促進した。しかし、現行の制度に制限され、「三農」寄付金が流用・横領され、補助対象とされた農業者に役立ったシェアは極めて少なかった。財政支援にもかかわらず期待された通りの良い効果が得られにくいのである。

第3に、中国農政改革により、すべての「三農」に天地を覆すような大変化が起こった。すなわち、中国の第二次産業・第三次産業の発展により、農村労働力、特に農村青壮年が非農業分野での就業機会を得て、農村部を離れ出稼ぎ農村労働力（農民工）ひいては新しい都市部市民となり、農業に従事する労働力の質が薄弱となった。農業の産業化と現代化、

農家の組織化・合作化により、農業の産業構造や、農村労働力の投入構造が調整され、農家の収入は上昇傾向にあり、生活状況が改善されつつある。また、農村インフラの基盤が次第に整備され、中国の都市化率が高まりつつある。これらの変化は農村投資環境を改善し、農村資金需要の拡大を引き起こした。しかし、農村信用社は独占的な経営を実施し、農村金融体制が「三農」からの資金需要に対応できずに、資金需給の矛盾が農村地域においてひどい状態に陥った。

第二章では、農村信用社を主な対象としている中国農村金融改革の展開の実態を確認した。すなわち、1996年以降の農村信用社の改革の経緯を整理し、改革の特徴を帰納し、農村信用社システムにおける組織制度の変化についての分析を行い、以下のことを明らかにした。

第1に、中国農村信用社改革の進行過程は、大きく三つの段階に整理することができる。第一段階(1980~1996)は、農業銀行の下部組織として位置付けられ発展した時期である。第二段階(1997~2003)は、協同組合的農村金融組織を「回復」した。第三段階(2003年以降)は、多様な財産権制度のある現代農村金融組織へ移行した。

第2に、独立の金融組織となった農村信用社に対する改革の特徴に触れて、次の点が指摘できる。すなわち、1) 改革は中央政府に動員されたもので、政策当局側の意向を重視した傾向が見られたが、農村信用社自らの積極的な改革意欲が不足していた。つまり、上から下への改革であった。2) 各段階の改革に対して、中央政府及び主管部門は常に慎重な態度をとり、ひとまず試行の様子を見て、徐々に実施の範囲を拡大しようとした。3) 中央政府も人民銀行も、資金支援の承諾を現実化し、農村信用社の不良債権の削減において、主要な担い手であった。4) 銀监会の農村信用社改革及び日常経営についての監督管理は行き届いたものであったが、農村地域における金融組織、つまり、農村信用社の末端機構数の減少をもたらした。

第3に、農村信用社のシステム枠組みの変化については、以下のとおりである。改革を経て農村信用社を監督管理した人民銀行が、その責任者のポストを銀监会に譲って、一見すると、外部監督メカニズムが確立されたことが分かる。各地区においては経済環境や、経営状況が異なっているから、農村信用社は、自社の現実状況に合う財産権形式・組織構造を選んで良い。すなわち、ほぼ郷鎮ごとに1社という配置基準は相変わらず、県(市)レベルに法人連社を設置し、地区(市)レベルに省連社の出張所として市連社を設置する形態が極めて一般的である。しかし、地区(市)レベルに農村商業銀行と農村合作銀行の

設立も認められるようになったので、省連社は権限が弱められつつあり、将来的に進退するかわからない状況である。

第三章「農村信用社改革の実績及び農村信用社の経営管理の実態～農村信用社遼寧省葫蘆島市市連社の事例～」において、農村信用社の「三農」経済発展にサービスするという側面から、改革の成果や、その経営管理の現状、存在している問題および将来の発展傾向についての分析を行った。

第1に、立て続けに行われた改革を経て、農村信用社は省級連社の管理のもとで協同組合的農村金融組織の名義で法人企業として再編されたものが多く見られるが、農村商業銀行と農村合作銀行として改編されたものもあった。つまり、多様な財産権制度が形成され始め、法人統治の骨格は一応の確立を見た。公的統計データに基づいての考察の結果によって、農村信用社の調達資金と融資の品質はともに大幅に好転し、2004年から黒字経営業績を迎え、ついに欠損の状態から抜け出した。金融機能が強化され、主要な農村金融組織の地位は相変わらず、農家の一番近くの金融組織であり、その資金供給の増減は農業生産の成否に巨大な影響を与える。総じて言えば、農村信用社は中国農村金融市場における重要な役割と位置付けを有していることが明らかである。

第2に、農村信用社改革は政策当局のマクロ的な発展意志と開発戦略を反映したものであり、その運営は政府の目に見えない保証の下で行われるもので、国家の信用に頼るものである。郷鎮企業への貸付量がますます減少していくのは、長期的視点で見れば、いまにも「三農」経済の総合発展、農村部の工業化・現代化・都市化、農業生産の産業化、農家の協同組合化などの建設事業に悪質な影響をもたらしてしまうと懸念される。また、農村信用社の日常的な運営管理においては、いわゆる民主・公平・公正とは形式的なもので、官営性が相変わらず強く、行政色が協同組合色より一段と強いのであり、依然として大量の農村資金の農村部からの流出を招きつつある。さらに、改革は明確な方針がなく、各政策も一時的な措置に過ぎず、長期的な方策でなく、本当に根本的な問題を解決できるかどうかは不明である。

農村信用社の葫蘆島市市連社と綏中県連社の聞き取りによれば、その連社及び下部の県連社は商業金融組織をもって自ら任じ、運営管理に関してのデータを商業機密として対外封鎖する方針を定め、上から下へ強制的に実施しなければならないということである。公表されている統計データに基づき行った分析によると、財産権制度改革は進行中で、資産の品質は改善されつつあり、農業貸付がかろうじて総貸付の50%を上回るようになった

(2005年)。しかし、農村信用社の農業支援の役割はなかなか見えず、農村資金の流出は、依然として見られた。市綏中地域の農村に住む農家に対してのアンケート調査の結果及び農村信用社の郷鎮営業所での職員に対してのヒアリング調査の結果によれば、農村信用社は誰の金融組織であるのかを理解していない。非農・非協同組合的農村金融組織としての性格を持っていることは明らかである。そのサービスに農家が非常に不満を持っている一方、その内部管理や配分制度などについて不満を持つ職員もいる。

第3に、将来、農村信用社はどの発展方向をとるのか、ということについては、中央政府の政策の検討よって、多様な財産権制度を有する新型農村金融にすることが分かった。すなわち、農村合作銀行や農村商業銀行に改編する可能性があり、昔の農村信用社をそのまま残す可能性もある、ということである。「三農」の現状を見ると、農業者にとって、重要なのは農村信用社がどの財産権制度を持つかではなく、そのサービスの向上と経営管理の整備である。そのために、中央政府及び銀監会の農村信用社に対する監督管理と支援メカニズムを強化し、同時に、退出・懲罰に関するメカニズムを打ち出すことが、今後の農村信用社の改革を成功させ、農村金融の機能を明確に向上させるための重大な課題であると考えられる。

第四章では、中国農村金融の自由化の背景と発展の要因についての分析を行い、新型農村金融組織の設立に対する政策、つまり、『意見』の主要な内容、そして、新型の協同組合的農村金融組織として設立された資金互助社に関する政策、すなわち、『資金互助社暫定規定』の主な内容を紹介した上で、資金互助社の登場に関する規定を確認し、その協同組合的農村金融組織である組織性格について分析した。

その背景と発展の要因は、主に農村信用社改革を中心にする農村金融改革により、農村地域における金融営業機構が少なくなりつつあり、独占的経営により競争が不十分であり、資金供給が不足している点である。農業者レベルの「三農」分野では金融の「真空地帯」が形成・拡大され、農村資金の流出というような問題を解決できなかったことは、農村金融自由化の実現に拍車をかけた。それに加えて、非供給面の要因も存在する。まず、「三農」問題を早く徹底的に解決するために中央政府に指導された新農村または調和の取れた社会の建設事業の進行において、政府財政の増加が必要であるが、刺激された「三農」自らも起業や転業や事業拡大などで資金需要が高まることが予想される。また、農村都市化、農業産業化・現代化、農家協同組合化の進展において、新たな農村経済体制、農業産業構造、農業経営枠組みを確立し、逐次完全なものにしなければならないが、十分な資金供給がな

されれば万事順調になるのが共通の認識となっている。さらに、民間金融はこの間の拡大により農村資金供給における役割と位置付けが認められなければならないほど発展した。民間金融を再認識し、規制を緩和して、フォーマルな金融の補完をするために、誘導・育成の方向に政策を転換させることが重要であると考え。このためには、農村金融市場の開放や、農村金融組織の設立の自由化などについての法律整備が必要であると言える。ほかには中央政府の「三農」経済の発展を重視するという確固とした立場と態度が肝心な要素と見なされる。2004年から2006年の『中央1号文書』は、農村金融改革の重点を強調し、競争メカニズムの導入、参入規制の緩和、新型の農村金融組織の育成・設立などを主張・促進しようとしたことは明らかである。

様々な資本が中国農村地域に参入できる金融自由化の開始を表明したのは銀监会から公布された『意見』である。「参入条件を低くし、監督管理を厳格にする」ことは自由化の基本原則とされる。すべての国内外の様々な資本が農村金融市場への参入が可能となり、買収や新設ができるようになった。

『意見』に従い、『資金互助社暫定規定』に基づいて設立される資金互助社が、地域社会的また協同組合的農村金融組織であるということが、次の点で説明できる。すなわち、1) 地域の農家あるいは小規模農業法人でなければ資金互助社に加入できない。2) 資金互助社の組合員以外へサービスを提供できない。3) 組合員が自分の出資で資金互助社の債務に有限連帯責任を負う。4) その自己資本が組合員の共同出資(加入金・出資金・貯金)から構成される。5) 運営管理が組合員により民主的に行われる。6) 利益の配分が組合員の出資状況に基づいて公正的に処理される。7) 総会制度が確立される。以上のことから、資金互助社は協同組合の定義である「自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯」の基本的価値に合致し、協同組合7原則に従う現代的な協同組合的農村金融組織を目指しているのは明らかであると考え。今後、農村地域における農家に一番近い金融組織となり、他の金融組織と比べて情報対称性が高いことから、絶対的優位を占めると考えられる。

第五章「資金互助社の展開と効果及び今後の問題点～百信資金互助社の事例～」においては、百信資金互助社の事例を用いて、資金互助社の設立の方法や、資金互助事業の展開の実態を紹介した上で、事業拡大によりもたらされた効果及び問題点について分析し、今後の協同組合的農村金融の発展の道を模索し、それに関する研究の手がかりを探し、以下のことを明らかにした。

第1に、農村地域における資金互助合作モデルは、農村金融需給の矛盾が激化する過程の中で、農家の資金需要を満たすために育成された新型協同組合的農村金融制度である。百信資金互助社は、『中央1号文書』の農村金融に関する緩和政策に従って、もともと百信農民專業合作社の下部に自発的に設置された資金互助組であった。組合員の間で資金互助を行い、資金調達機能と役割が評価され、各級政府及び主管部門、特に國務院と銀監会に重視され、2006年に入ってから、試行の先駆とされ、2007年3月に中国初の資金互助社として承認され、独立的に金融業務を行っている。

第2に、百信資金互助社の定款において、組織構造や、調達資金の構成、組合員の權益と義務、融資管理などについて、『意見』と『資金互助社暫定規定』の要求に照らして、様々な規定を明確に定めている。主に、1) 総会制度が規定され、総会は最高議決機構であり、理事会や監事会及び経営管理事務グループにより日常経営・管理・監督・業務執行などを行う。開業当初に、各役員・職員が無給で仕事をしていただしたのは、互助と勤勉な精神を具現化したものである。2) 調達資金は自己資本と他の金融組織からの借入金及び社会的贈与から構成される。百信資金互助社は4種の出資、つまり、資格出資(加入金)、投資出資(出資金)、流動出資(貯金)、社会公衆出資(贈与)を設けている。こうした資本の中に、百信資金互助社の融資能力を決めるのは資格出資以外の各資金、特に金融組織からの融資と社会公衆出資(政府財政の支援資金を含む)である。なぜなら、百信資金互助社に加入する農業者の多くは、遊休資金がないかあるいは少ないので、資格出資以外の出資能力がやはり低い水準にあると見られる。3) 百信資金互助社は組合員との情報対称性の良さを利用し、信用比較判定制度を確立して、組合員の信用度を築き・向上を重視している。二年未満の運営を経て、不良債権の発生率ゼロを達成した。融資能力に限度があるが、できるだけ多くの組合員に繰り返し貸付金を提供し、組合員の増収の牽引役を果たしている。

第3に、資金互助社の展開及び今後の事業拡大によりもたらせる効果について、三つの方面で分析した。

まず、金融機能面では、資金互助社は、1) 一般農業者にとって資金の過不足を調整できる金融組織である。外部資金の供給が入手できない場合、内部の資金で組合員の一時的な需要を緩和させる。2) 農村遊休資金、都市資金と他の金融資金の農村金融市場への流入・回流する際の通路とプールを提供できる。3) 農村資金の流動性を加速させ、農村経済の貨幣経済化をさらに進める効果をもたらす。4) 農村金融市場における農業者の借入難という問題は、百信資金互助社の「百信融資モデル」を通して、解決できる。

さらに、農村金融制度面で考察した結果は、1) 資金互助社は農村信用社と合作基金会社と違って、政府の干渉がなく、間違いなく組合員の出資で設立され、21世紀の協同組合の定義、基本的価値及び原則に合致している協同組合的農村金融組織である。また、この制度の確立は農村金融システムの制度補完的役割を果たしていると言える。2) 現存する民間金融にとって発展の手本となった役割がある。すなわち、資金互助社が発展したとおりに、今後、様々な農村民間金融がインフォーマルな金融を脱却し、フォーマルな金融組織として、堂々と農村金融市場へ参入することができる。3) 農村金融市場における供給不足の状況の改善が、資金互助社制度の確立より始動された。また、様々な資金供給の主体がサービス向上しなければならないと考える。4) 『資金互助社暫定規定』は『合作社法』が農家の金融面の協同組合に関わっていない理由を解明した。すなわち、金融面の協同組合の機能と専門協同組合の機能を別々に執行しようとする政策当局の選好を表現している。5) 多様な出資を設け、議決権の大きさを出資の大小とリンクさせ、組合員の加入と脱退について制限条件を設置し、株式制度を導入し、経営利潤の最大化を追求している。それ故、資金互助社は従来の協同組合的農村金融組織と比べて、商業化・利潤型経営の特徴が明らかであって、今後協同組合的農村金融の発展動向を占う試金石となると言える。

また、資金互助制度の確立は農村地域における社会面の効果をもたらしてきた。1) 地域の間人間関係が変えられ、農村社会が身分社会から契約社会へ変更しつつあり、社会成員の精神負担が軽くなり、社会の安定化が図られる。2) 資金互助社が誠実と信用を守るのは、農村地域社会の総合信用度の向上の良い模範になる。3) 資金互助社で行われている協同組合文化知識の研修を通じて、組合員の知識のレベル、世界観、人生観などは改善される。そこで農村社会の文化環境は浄化されつつあり、醜悪な行為や現象が減少の傾向にあると考える。4) 資金互助社の展開はレベルの高い文化要素が農村へ浸透する空間と雰囲気を提供できる。協同組合的農村金融事業の発展は、将来、大学を卒業した知識人に職場を提供する可能ささえあるであろう、というような効果も期待される。

第4に、資金互助社の展開及び今後の発展においての問題としては、以下の点を指摘できる。1) 協同組合的農村金融の展開方式の問題である。資金互助社と農民專業合作社を別々に行わせるのは、農家の負担を重くし、協同組合のコストを上昇させ、生産要素の浪費となっている。同時に、監督管理のコスト・アップと困難性をもたらすであろう。新型農村地域金融組織の設立について、2008年末までに、村鎮銀行はすでに80行が許可され設立されているのに対し、資金互助社はわずか10社の設立であるということが、銀监会

が村鎮銀行の設立の肩を持ち、資金互助社の設立を抑えているのではないかと疑問を抱かせる。2) 銀監機構の監督管理の能力¹⁾と態度の問題が挙げられる。農村信用社は、銀監会の指導の下で協同組合的農村金融組織に「回復」できていない、中央政府は2005年の『中央1号文書』で新型農村金融組織の新設を提唱したが、二年間経た2006年12月に、銀監会から『意見』が打ち出された。また、資金互助社として設立された新型農村金融組織の機関数について銀監会の統計(少ない)と各地の実際の状況(多い)と異なることは、銀監会の規制が厳しすぎることや、監督管理の力に限度があるから、簡単には許可・承認できなかつたと考えられる。3) 資金互助社の調達資金の源泉問題である。組合員の大多数は借入需要があるために資金互助社に加入し、「便乗」心理を持つ者は少なくない。組合員の出資しかなく、外部融資が調達しにくい現段階の資金互助社は、組合員のすべての資金需要を満たせず、組織規模及び事業を拡大できない状態にある。4) 資金互助社の発展方向の問題である。2008年10月の中国共産党第十七期第三回全体会議で採択された決議案は、条件の整った農民專業合作社では協同組合的金融を展開しても良いと明示している。2009年2月5日に、銀監会と農業省は共同で『農民專業合作社の金融サービスの実務をよくしようとするに関する意見』を作成・公布し、農民專業合作社に基づいて資金互助社の設立試行を行うとする政策当局側の新しい意見・認識を表明した。これらの新政策によって、中国において、今後、協同組合的農村金融を農民專業合作社の中に信用事業として展開する可能性が極めて高いことが明らかである。こうなると、農民專業合作社は專業合作社でなく多角經營型の合作社へ移行させる変更も構想されていると言える。

【注】

1) 2003年、銀監会の発足と同時にその下部組織として(省)銀監局、(市)銀監支局が設立された。さらに、「一部の経済的に発達した県において出張所の設置は非常に必要」(劉明康銀監会主席)と指示されたことから、2003年末に銀監会は全国において(市)銀監支局の内部部門として銀監出張所を設置した。2005年末までに、銀監会は1,753の銀監出張所を設立し、そこに職員7,000人あまりを配置した。1出張所当たりに職員数は4を超えていない。この4人の監督管理の能力は県域のすべての金融組織に対し、不足しているのは当たり前でないかと考える。

第二節 展望と今後の課題

農村信用社は1996年9月から農業銀行との上下関係が切れて、独立した農村金融組織となり、協同組合的農村金融組織に「回復」する改革を開始・継続しつつあった。しかし、農村信用社が最初から持っていた組織性格は、協同組合の要素が少なかった。運営管理は地方政府の強い干渉下におかれていたので、協同組合的農村金融組織への移行は実質的にはほとんど進んでいなかったと見られていた。さらに、2003年6月の国務院『2003 方案』は、農村信用社の財産権が不明確であり、歴史的に形成された問題も多いことから、農村信用社の組織改革が十分に進んでいないとの認識を示している。その上で、財産権制度の選択について、条件が整った地域では株式制をとることとし、条件の整っていない地域では株式合作制をとることができる。また、株式制をとることが困難で合作制が適当な地域では合作制を改善するものとしていた、というように、「三農」経済の発展のために、協同組合的農村金融組織は必要であるが、合作化に向けた意欲が後退していたとの印象が現れていた。その後、個別法人の農村信用社数は減少しつつあり、統一法人の農村信用社数が急速に増加する傾向にあった。また、農村商業銀行より農村合作銀行への再編が積極的に行われたことは明らかである。

農村信用社が自立した農村金融組織として発展させるために、どのような課題ないし制約要因が存在するのか、また農村信用社は今後どのような方向に向かうか、ということについて、以下のことを提言したい。つまり、第1に、協同組合的組織性格の回復ないしあらゆる手段を使って合作制の系列に入り、名義上だけで協同組合制を残すのではなく、重要なのは如何に農村信用社の経営責任を強化し、運営管理の状況を改善し、経営業績及び資金融通の能力を向上させることである。そのために、古い観念の束縛から抜け出し、自立した金融組織として経営管理の基盤を固め、組織自身の経営システムの整備を重視することが必要である。第2に、農村信用社の発展はもともと「三農」経済の発展に依存してきたものであり、今後も「三農」離れをしてはならないのである。すなわち、「三農」を重視し、互いの関係をよく修復・改善・発展しなければ、農村信用社の持続的発展は見られないこととなる。第3に、地域農業者との関係が非常に重要であるが、これまでの運営管理により、関係は悪化してしまった。今後その関係の強化は、農民專業合作社および資金互助社との関係の確立を通して、実現できるであろう。つまり、真の農村協同組合的組織との経営提携があるかどうかは、農村信用社にとって、今後農村地域における市場が拡大

の鍵だと見られる。第4に、長期間に渡って経営不振が続いている農村信用社を、『企業破産法』あるいは新たに作成した法律に従って、農村金融市場から退出させる先例を作ることは、今後農村信用社改革が成功できるかどうかにとって、重要であると考えられる。

資金互助社は中国農村金融自由化の展開の機運に乗じて、協同組合的農村金融組織として認められ、農村資金の過不足を調節し、農村信用互助の機能を強化している。農村金融市場において、資金供給不足という問題を緩和させる新型農村金融組織として、組合員に高く評価されている。その特徴は、自己資本が主に組合員から構成され、地域社会において相互扶助性と奉仕性に基づき「農家から集め、農家への利用」を目的とし、「自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯」を原則とした協同組合的性格を持つ、と指摘できる。試行の期間はまだ短く、資金互助社はなお協同組合的農村金融としての役割を高めているが、様々な問題が現れているため、農村協同組合金融の展開と今後の発展に関わる法律と政策の整備が求められている。将来、協同組合的農村金融の進行の方向は、信用事業を農村における農民專業合作社の一事業として行われる政策変更の雲行きも明らかになった。協同組合的農村金融の展開・発展について、中国における成功の経験がないとは言え、資金互助社あるいは協同組合的農村金融の組織設立や業務展開は、自由性と機能性が政策当局側からの影響を受け、短期間に大きな変化はないであろう。逆にいえば、もし銀監会が資金互助社の設立と村鎮銀行の設立についての同じ態度を持ったとすれば、二年間にわたって設立された資金互助社はおそらく10社を大きく越したであろう。

中国農村金融自由化の進展に伴い、農村金融市場の競争が激しくなることは避けられないと見られる。こうした状況の中で、協同組合的農村金融の展開は協同組合原則に基づき、会計管理を強化し、金融効率化・経営利潤化を追求し、内部融資と外部資金調達機能を持ち、総合的機能を有する現代金融組織に向けるべきである。専門的な金融組織として設立する方式をやめることが望ましい。つまり、協同組合的農村金融は「三農」経済の発展のために、農民專業合作社の展開・発展に伴って、農村資金の調節・金融資本を調達し、農家協同組合の一事業として行われる、という形に接近する方針転換の必要が、今後農家協同組合と協同組合的農村金融に関する研究の重要な課題になると考える¹⁾。

【注】

1) 日本において農業者（農家及び小規模の農業法人）によって組織された農村協同組合には、地域の農業者が集ま

った総合農協がある。1992年3月末に全国で3,000以上あった日本総合農協は、合併により2006年1月1日現在、872となっている。その他、地域の同じ生産物の農家だけが集まった専業農協（例えば、園芸農業協同組合、酪農業協同組合、畜産農業協同組合、養鶏農業協同組合）もある。2006年現在、日本全国において、専門農協2000以上あった。総合農協の組合員を中心に貯金や貸付、定期積金の受入れ、為替取引などの金融サービスを提供する信用事業は、日本金融システム、特に組合員向けのリテール分野において重要な役割を担っていた。現在、農協信用事業は、主に、JAバンクにより行われている。JAバンクは、「バンク」を名乗っているが銀機構ではなく、JAバンク会員、即ち、JA（農業協同組合）・JA信連（信用農業組合連合会）・農林中央金庫で構成するグループの名称である。全国に民間最大級の店舗網を展開するネットワークと総合力で、地域の住民の、身近で便利、そして安心なメインバンクとして、顧客一人のニーズに応えたと見なされる。日本の農業協同組合と協同組合的農村金融の歴史と現状から、中国において、如何に農業者自らの力により設立された協同組合を有効に利用させ、如何に当面の急務である農村金融問題を解決することは、今後の重大な研究課題であると考えられる。

主要参考文献

(日本語は 50 音順、中国語はピンイン順)

日本語文献

- [1] 石田信隆「現地に見る中国農村金融改革とその課題」『農林金融』2008 年第 4 号、32~43 頁
- [2] 伊藤武、「中国の金融体制改革とマクロ・コントロール」、『中国経済圏における社会経済の発展と日本政府・企業の果たす役割』（課題番号 07453006）大阪経済大学、平成 10 年 3 月
- [3] 神宮健「中国の金融調整の現状と課題」『季刊中国資本市場研究』2007 Autumn
- [4] 河原昌一郎「中国における農村金融の展開と農村信用社の組織的性格（上）」『農林水産政策研究』2005 年第 8 号
- [5] 河原昌一郎「中国における農村金融の展開と農村信用社の組織的性格（下）」『農林水産政策研究』2005 年第 9 号
- [6] 韓俊「中国農村信用社改革の評価と農村金融改革の課題」『農林金融』2008 年第 4 号、2~15 頁
- [7] 栗林直幸「中国農業金融改革の悩み」『農林金融』2002 年第 7 号
- [8] 桑田良望「中国金融体系の形成に係わる制度的諸問題」『中国における経済改革と経済協力 第 2 章』国際金融情報センター 平成 15 年 2 月 p18
- [9] 国際金融情報センター「中国における経済改革と経済協力」『財務省委嘱調査』平成 15 年 2 月
- [10] 斉文波『中国農村協同組合金融の現状と改革』筑波書房、2002 年 183~184 頁
- [11] 白石和良「中国の農業・農村の再組織化と双層経営体制」、『農業総合研究』、1994 年 48 巻第 4 号
- [12] 「農村の労働力人口 5 億 3 千万人 第 2 次農業センサス」『人民網日本語版』2008 年 2 月 22 日付
<http://japanese.cri.cn/151/2008/02/22/1@112690.htm> (最終閲覧日：2008 年 8 月 1 日)
- [13] 「中国都市人口、2030 年に 10 億人を突破」『人民網日本語版』2008 年 3 月 25 日付
http://j.people.com.cn/2008/03/25/jp20080325_85815.html (最終閲覧日：2008 年 7 月 25 日)
- [14] 「新型の農村金融機関、すでに 100 力所以上」『人民網日本語版』<http://j.people.com.cn> 2009 年 1 月 13 日付
(最終閲覧日：2009 年 3 月 11 日)
- [15] 多田州一「中国における農村労働力移動に関する研究」『北海学園大学経済論集』第 54 巻第 2 号 (2006 年 9 月)
- [16] 田中修「中国財政の構造問題」『PRI Discussion Paper Series』(No. 04A-11) 2005 年 5 月
- [17] 玉置知己、中井浩之、佐藤頭一郎、五木田直哉、奥村啓介、石田一馬、大久保勲、王勝春、陳玉雄『中国における企業向け金融の実態と展望』国際協力銀行 中堅・中小企業支援室 2006 年 1 月
- [18] 陳吉元 (竹谷裕之・訳)「中国の農業支援システムの構造と機能」『農学国際協力』(2000 年) 第 6 号
- [19] 陳玉雄「中国東南沿海部における「合会」の実態とその金融機能」『中国経営管理研究』第 4 号
- [20] 中国国際放送局 (CRI online)「中国の都市化急速に進行、都市管理が効率化」2008 年 8 月 20 日付
<http://japanese.cri.cn/151/2008/08/20/1s124871.htm> (最終閲覧日：2008 年 12 月 31 日)
- [21] 日本銀行「中国労働市場における労働力移動と需給ミスマッチの現状と展望」『日本銀行国際局が実施する外部への委託調査・研究に関する報告書』株式会社日本総合研究所 2008 年 2 月
- [22] 日本国独立行政法人国際協力機構 (JICA) 調査団「金融政策の現状」、『中国人民共和国西部開発金融制度改革調査の報告、第二部第三章』(2006 年 2 月)
- [23] Fred Gale、Robert Collender 「中国農業金融の新たな展開」『農務省経済調査局 WRS-06-01』2006 年 1 月
- [24] Hellman T., Murdock K., and Stiglitz Joseph E. (1996、邦訳 1997)、「金融抑制」『東アジアの経済発展と政府の役割』日本経済新聞社
- [25] 南裕子「市場経済化と農村政策転換期における中国農村部の生活環境整備手法について—四川省射洪県の事例から」『(一橋大学大学院経済学研究科) Discussion Paper』 #2006-21

- [26] 三瀧正道「焦眉の急！農村政策—その3—」『現代中国放大鏡』第357期（2008年12月22日付）
<http://www.chinavi.jp/koramu357.html>
- [27] 宮崎正弘「中国農民は恒久的に豊かになれないのではないのか 中国版JAバンクの面妖なる改革が頓挫している」『宮崎正弘の国際ニュース・早読み』通巻第932号平成16年10月18日付（月曜日）
- [28] 蘭辛珍「中国の農村を変える新農村建設」『北京週報日本語版』2009年2月16日付
- [29] 阮蔚「農業生産資金の需要に対応し切れていない中国の農村金融体制」、『金融市場』2000年9月号12~16頁
- [30] 阮蔚、「中国農家の資金需要と農村金融の体制」、『農林金融』2000年11月号
- [31] 阮蔚「中国農村金融自由化の背景と可能性」『農林金融』2008年第4号、16~29頁

中国語文献

- [1] 曹力群「異なる経営型の農家の貸借の特徴」『中国農村研究』2001年第10期
 《不同经营类型农户的借贷特征 中国农村研究 2001年第10期》
- [2] 曹力群、「農村金融改革と農家の貸借行為についての研究」『中国農村研究報告』中国農業省農村經濟研究センター、2000年（《农村金融改革与农户借贷行为研究》）、<http://www.rcrc.org.cn/ztyj/rcrc-a3-4.htm>
- [3] 丁学東 張岩松「三農支援の財政政策についての分析・評価及び提言」『財政研究』2005年第4期
 《财政支持“三农”政策：分析、评价与建议 财政研究 2005年第4期》
- [4] 範伯乃 金明路 程宏偉「我国の地方政府の信用欠陥についての実証調査」『行政と法』2005年第1期
 《我国地方政府信用水平的实证调查 行政与法 2005年第1期》
- [5] 馮邦彦 陳彬瑞「農村信用社の金利関連の改革試行中の効果偏差をただちに注目するのが現実的の必要である—農村信用社の金利改革試行の目標と方法についての再認識」『上海金融』2003年第9期 《现实需要及时关注农信社利率改革试点中的效应偏差—对农信社利率改革试点目标与路径的反思 上海金融 2003年第9期》
- [6] 高偉、張強「我国の農村信用社関連の存在している主な問題及び対策」『經濟参考』2005年第26期
 《当前我国农村信用社存在的主要问题及对策 经济参考 2005年第26期》
- [7] 龔恩華「我国の目下の農業支援財政政策の方向選択についての論述」『理論觀察』2007年第3期
 《试论当前我国财政支农政策方向的选择 理论观察 2007年第3期》
- [8] 郭斌 劉曼路「民間金融と中小企業の発展について」『經濟研究』2002年第10期
 《民间金融与中小企业发展 经济研究 2002年第10期》
- [9] 何広文「農村住民の資金貸借行為から農村金融抑制及び金額深化を考察」『中国農村經濟』1999年10月号
 《从农村居民借贷行为看农村金融抑制与金额分析 中国农村经济 1999年10月》
- [10] 何広文「農村政策性の金融関連の改革についての理性的な思考」『農業經濟問題』2004年第3期
 《对农村政策金融改革的理性思考 农业经济问题 2004年3期》
- [11] 何広文「三農支援は金融の担うべき責務であるが、現状が憂えられる」『中国經濟報告』2006年第2期
 《金融支农：责无旁贷，现状堪忧 中国经济报告 2006年第2期》
- [12] 何広文「中国農村金融機構が多元化の道を歩むべきだ」『農村実務記事』2007年第2期
 《中国农村金融机构应走多元化之路 农村工作通讯 2007年第2期 p11~12》
- [13] 何広文「農村資金互助合作機制及びその実効についての解釈」『金融理論と実践』、2007年第4期
 《农村资金互助合作机制及其绩效阐释》
- [14] 賀培峰 白後生「対農業の特定項目の資金の利用において存在している問題及び対策」『中国会検査新聞』2005年7月12日付 《农业专项资金使用中存在的问题及对策 中国审计报 2005年7月12日》
- [15] 何嗣江「中小金融組織の発展を制約している要因及び戦略についての研究」『浙江社会科学』2000年第4期
 《发展中小金融机构的制约因素及战略研究 浙江社会科学 2000年第4期》
- [16] 賀雪峰「農村を研究すれば何を問う」『三農中国』（<http://www.snzg.cn>）2006年10月30日付

- 《农村研究要问什么 三农中国 - 2006年10月30日》(最終閲覧日:2008年8月3日)
- [17] 慧丰「農村信用社改革についての冷静な思考」『国際金融新聞』2003年6月6日付 三面
《农信社改革冷思考 国际金融报 2003年6月6日 第三版》
- [18] 「磨子潭鎮における農家の互助資金の健康なかつ早足の発展」『霍山政府網』<http://www.ahhuoshan.gov.cn>
2008年9月5日付 《磨子潭镇村民互助资金健康快速发展 霍山政府网 2008年9月5日》
(最終閲覧日:2008年10月3日)
- [19] 姜柏林「新農村建設は農民協同組織が必要だ」『南方日報』2006年10月8日付
《新农村建设需要农民合作组织 南方日报 2006年10月8日》
- [20] 姜柏林「農村新型銀行機関はだれの選び?」『光明觀察』2007年11月13日付
《农村新型银行机构是谁的选择? 光明观察》
http://guancha.gmw.cn/content/2007-11/13/content_697064.htm
- [21] 江華「2006・中国における最も行動能力を持つ三農人物」として選出された。(『南方農村報』2007年1月4日付
《2006 最具行动能力三农人物 南方农村报 2007年1月4日》
- [22] 人民銀行江津支行課題グループ「中国農村における金融抑制及び金融体系の設計についての研究」『重慶金融』
2005年第3期 《中国农村的金融抑制及金融体系设计问题研究 重庆金融 2005年第3期》
- [23] 姜志国「資金互助社は農家の經濟連合に向かいの紐帶組織だ」『三農中国』2008年6月27日付
《农村资金互助社是农民走向经济联合的纽带组织》
<http://www.3nong.org/hezuozuzhi/08627298.html>
- [24] 「改革は農村信用社の農業支援の活力を出させる」『金融時報』2008年11月8日付
《改革激发农村信用社支农活力 金融时报 2008年11月8日》
- [25] 柯炳生「我国の農家収入問題についての幾つかの思考」『農業經濟問題』2005年第1期
《关于我国农民收入问题的若干思考 农业经济问题 2005年第1期 20-30頁》
- [26] 柯軼「農村金融体系を完全にし、農村經濟の發展を促進する」『研究&諮詢』2002年第7期
《完善农村金融体系促进农村经济发展 研究与咨询 2002年第7期》
- [27] 李昌平「農村改革と發展は正しい路線に復歸するはずだ」『中国改革論壇』2007年2月23日付
《农促改革和发展、要回归正确路线 中国改革论坛 2007年2月23日》
- [28] 李国祥「2007年我が国の食糧總生産量は5億トンを突破が可能」『中国財政報』、2007年2月7日付
《2007年我国粮食总产量可能突破5亿吨 中国财政报 2007年2月7日》
- [29] 李健 馮增輝「中国における民間、地下及び非合法的な金融の規模がいったいどうだ」『上海証券報』2007年2月5日付
《中国民间、地下和非法金融规模到底有多大 上海证券报 2007年2月5日》
- [30] 李銳 朱喜「对農家の金融抑制及び福利の損失についての計量分析」『經濟研究』2007年第2期
《农户金融抑制及其福利损失的计量分析 经济研究 2007年第2期》
- [31] 凌濤「農村金融改革の新しい考えの筋道についての探求」『金融研究』2001年第7期
《探索农村金融改革新思路 金融研究 2001年第7期》
- [32] 劉詩平 白潔純「中国銀監会：農村信用社を現代金融企業にする」『中国証券報』2007年8月13日付
《中国银监会：将农村信用社办成现代金融企业 中国证券报 2007年8月13日》
- [33] 劉詩平「劉明康：農村金融改革と新しさの打ち出しを早く推進する」『新華網』2008年7月20日付
《刘明康：加快推进农村金融改革与创新 新华网 2008年7月20日》
<http://news.sohu.com/20080720/n258256435.shtml> (最終閲覧日:2008年10月9日)
- [34] 劉庶明「東北地区において資金ネックを突破するコースの選択」『振興東北網』2006年8月1日付
《东北地区突破资金“瓶颈”的路径选择 振兴东北网 2006年8月1日》
www.chinaneast.gov.cn (最終閲覧日:2008年3月22日)
- [35] 劉小萃「農村信用社の代行所の廃止は農村金融サービスの空白を引き起こした」『中華合作時報』2125期 2007年4月6日付
《撤销农信社代办站引发农村金融服务缺位 中华合作时报 2125期 2007年4月6日》

- <http://www.zh-hz.com/html/2007-04/16867.htm> (最終閲覧日:2008年1月21日)
- [36] 「誰かが農村信用社改革の困惑を解決できるか?」『滦県農業情報網』2005年10月19日付
《谁能解困农村信用社“尴尬”改革? 滦县农业信息网 2005年10月19日》
<http://www.tslx.heagri.gov.cn/default3.aspx?id=16559> (最終閲覧日:2009年4月20日)
- [37] 陸漢文「地域社会主導型の発展と新段階の農村貧困社扶助の開発」『中国社区主導発展網』2007年11月29日付
http://www.cpad.gov.cn/data/2007/1129/article_336358.htm (最終閲覧日:2008年4月6日)
- [38] 羅和平「省級農村信用社連社は業績があるか?」『中国経済時報』2005年1月15日付
《省級农村信用社联社是否有作为? 中国经济时报 2005年1月15日》
- [39] 強興華「通遼における一軒の資金互助社についての調査」『金融時報』2007年9月3日付
《对通辽一家农村资金互助社的调查 金融时报 2007年9月3日》
- [40] 「“会社+農家”は問題になったか、なぜミルクが排水路に流されたか」『人民日報』2004年6月28日付
《“公司+农户”有问题? 鲜牛奶为何倒进臭水沟? 人民日报 2004年6月28日》
- [41] 「三農」と財政金融課題グループ「合理的に財政と金融のレバレッジ効果を用いて農業經濟の發展を促す」『《理論前沿》』2006年第4期
《合理运用财政杠杆和金融杠杆促进农业经济发展 理论前沿 2006年第4期》
- [42] 史月蘭「ゲームの理論に基づいて農民合作についての分析」『學術論壇』2007年第4期
《农民合作的博弈分析 学术论坛 2007年第4期》
- [43] 孫思磊「省連社改革:目標があるが一定のやり方がない」『中華合作時報』2008年4月11日付
《省联社改革:有目标没定式 中华合作时报 2008年4月11日》
- [44] 王双正「我國の農村金融の体制發展についての深層思考」『金融理論と実践』、2006年第1期
《我国农村金融体系发展的深层次思考 金融理论与实践 2006年第1期》
- [45] 王曙光 鄧一曄「農村金融分野の“系統的マイナス投資”と民間金融の規準化モデル」『改革』2006年第6期
《农村金融领域“系统性负投资”与民间金融规范化模式 改革 2006年第6期 43-48页》
- [46] 王曙光「農村信用社改革の30年:歴史的進行過程、主要な論争及び未來の動向」『中国経済時報』2008年5月9日付
《农信社改革30年:历史进程、基本争议和未来趋势 中国经济时报 2008年5月9日》
- [47] 温鉄軍「農家信用と民間貸借についての研究」『中国改革』2001年6月号
《农户信用与民间借贷研究 中国改革杂志 2001年6月》
- [48] 温鉄軍「農村合作基金會の盛衰史」『中国改革』2004年第4期
《农村合作基金会的兴衰史 中国改革 2004年第4期》
- [49] 温鉄軍「農村合作金融研究と發展の基本的な考え筋道」『中国改革』2004年第5期
《农村合作金融研究与发展的基本思路 中国改革 2004年第5期》
- [50] 肖四如「農村信用社管理体制改革及び省連社の行方問題」江西省農村信用社連社 2008年11月6日付
《农村信用社管理体制改革的省联社走向问题 江西省农村信用社联社 2008年11月6日》
<http://www.china-cba.net/Article/ShowArticle.asp?ArticleID=5986> (最終閲覧日:2009年3月20日)
- [51] 謝平「中国における農村信用社の体制改革についての論争」『金融研究』2001年第1期
《中国农村信用合作社体制改革的争论 金融研究 2001年第1期》
- [52] 謝平「中国農村信用社の体制改革に関する論争」『金融研究』2001年第1期
《中国农村信用合作社体制改革的争论 金融研究 2001年第1期》
- [53] 謝勇模「中南海の関心呼び起こした農民合作社」『中国農經情報網』<http://www.gxny.gov.cn>2006年4月3日付
《一个引起中南海关注的农民合作社 中国农经信息网 2006年4月3日》(最終閲覧日:2007年1月20日)
- [54] 徐道宣「新農村建設の背景における農村金融体系の革新」『科技創業月刊』2008年第1期
《新农村建设背景下农村金融体系的创新 科技创业月刊 2008年第1期》
- [55] 徐德富 周凌峰「我國の農村金融の現状についての分析」『決策探索』2007年11月号
《我国农村金融现状分析 决策探索 2007年11月14日》
- [56] 許智博 周慧蘭「農村民間金融:大衆の智慧が至る所にある」『中国改革』2007年第3期

- 《农村民间金融：草根智慧无处不在 中国改革 2007年第3期》
- [57] 楊凌「財政の農業支援の政策革新についての論説」『農業経済問題』2005年第3期
《谈论财政支农政策创新 农业经济问题 2005年第3期》
- [58] 余文淵「農村合作基金会の盛衰对我国の農村協同組合金融発展の啓示」『理論探討』2005年第5期
《农村合作基金会兴衰对我国农村合作金融发展的启示 理论探讨 2005年第5期》
- [59] 臧景範（銀监会合作金融機構監管部の主任）「農村地域における銀行業金融機構の参入許可政策が調整・緩和されたのを公式に発表する記者会見の挨拶」（2006年12月22日）『中国金融界網』2006年12月23日付
<http://www.zgjrjw.com/document/yinjianhui/zyjh/200612/23/79793.shtml>（最終閲覧日：2006年12月30日）
- [60] 張紅宇「现阶段の農村金融の組織システムの機能欠陥」『中国経済時報』2004年6月1日付
《现阶段农村金融组织体系的功能缺陷 中国经济时报 2004年6月1日》
- [61] 張荔 田岡「制度変遷における信用社の改革と信用貸付リスクの再生」『財貿經濟』2006年第2期
《制度变迁中的农信社再造与信贷风险再生 财贸经济 2006年第2期》
- [62] 章奇、黃季焜（2004）「農村金融の現状と政策分析」<http://jlin.ccer.edu.cn/article/article.asp?id=237> 林毅夫
發展論壇 《农村金融现状与政策分析》（最終閲覧日：2006年11月20日）
- [63] 章文「草の根の信用の覚醒」『南風窓』（2001年9月号）広州市
《草根信用的觉醒 南风窗 2001年09期》
- [64] 張慶「農村労働力の移転の新農村建設に与える影響」『光明日報』2008年10月23日付
《农村劳动力转移对新农村建设的影響 光明日报 2008年10月23日》
- [65] 張曉山「農産物生産専門の個人經營者を中心としている協同組合の發展を促進する」『農村經營管理』2005年第4期
《促进以农产品专业户为主体的合作社的发展 农村经营管理 2005年第4期》
- [66] 張曉山・何安耐等『多元化、競争性の農村金融市場へ向かって進む』山西經濟出版社 2006年
《走向多元化、竞争性的农村金融市场 山西经济出版社 2006年》
- [67] 張曉山『農民專業合作社法』に関する幾つかの問題』『合作社青島論壇』2007年10月8日青島農業大学で開催
- [68] 張元紅/李靜/張軍、「合作基金会の事件から中国の農村金融の改革と發展に関する一考察」
《从合作基金会事件看中国农村金融改革与发展》<http://www.usc.cuhk.edu.hk/wk.asp>
- [69] 趙曉峰「農民協同組織發展の理論と傾向についての透視」『三農中国』2006年9月21日付
《农民合作经济组织发展的理论与倾向透视 三农中国 2006年9月21日》
- [70] 趙陽 王寶「通化県において郷財政管理体制を改革し、新農村建設を促す」『中国發展觀察』2006年第10期
《通化县向财政管理体制改革推进新农村建设 中国发展观察 2006年第10期》
- [71] 趙志華「我国の民間金融についての認識と考え」『集團經濟研究』2006年第29期
《对我国民间金融的认识和思考 集团经济研究 2006年第29期》
- [72] 鄭春峰「我国の地方債務は1万億を超え、郷鎮ごとに平均的400万」『南方日報』2008年11月3日付
《我国地方债务超过1万亿 乡镇平均负债400万 南方日报 2008年11月3日》
- [73] 「市場の容量が拡大され、農村金融の現代化の門が開かれた」『中国經濟網』2009年1月4日付
《市场扩容破题农村金融现代化大门开启 中国经济网 2009年1月4日》
http://www.ce.cn/cysc/agriculture/snl/200901/04/t20090104_17861279.shtml
- [74] 中国人民銀行農村金融服務研究グループ『中国農村金融サービスについての報告』2008年9月
中国人民銀行农村金融服务研究小组《中国农村金融服务报告》2008年9月
- [75] 仲偉志「“会社+農家”の危ない一面」『經濟觀察報』2002年12月3日付
《“公司+农户”的危险的一面 经济观察报 2002年12月3日》
- [76] 周立「社会地域の貨幣の種を蒔き、社会地域の組織の実を得る」『三農中国』2006年11月11日付
《种社区货币之因得社区组织之果 三农中国 2006年11月11日》
- [77] 周小川「農村金融改革についての幾つかの思考」『新華ガイジエスト』2004年第21期
《关于农村金融改革的几点思路 新华文摘 2004年21期》

英語文献

- [1] IFAD (April 2002): Double-edged sword? Efficiency vs equity in lending to the poor. IFAD's thematic study on rural finance in China. Evaluation Profile, No.3

年鑑・文書・白書等

- [1] 『中国金融年鑑』各年版
- [2] 『中国統計年鑑』各年版
- [3] 葫芦島市地方誌実務弁公室編集『葫芦島市年鑑』各年版 深圳市海天出版社
- [4] 葫芦島市統計局編集『葫芦島市十五カ時期統計資料集』(2006年)
- [5] 『農村信用社関連の改革を深化する試行方案(国発[2003]15号)』
《深化农村信用社改革试点方案 国发[2003]15号》
- [6] 『農村地域における銀行業金融機構の参入許可政策を調整・緩和し、社会主義新農村建設を更に支援することに関する若干の意見(銀監発[2006]90号)』
《关于调整放宽农村地区银行业金融机构准入政策更好支持社会主义新农村建设的若干意见(银监发[2006]90号)》
- [7] 『農業部・人民銀行の農村合作基金会の管理を強化することに関する通達(農経発[1994]21号)』
《农业部、中国人民银行关于加强农村合作基金会管理的通知(农经发[1994]21号)》
- [8] 『非合法の金融機関と非合法の金融業務活動を取り締まる弁法(國務院[1998]247号令)』
《非法金融机构和非法金融业务活动取缔办法(国务院[1998]247号令)》
- [9] 『非合法の金融機関と非合法の金融業務活動を取り締まる実務上の問題に関する通知(銀発[1999]41号)』
《关于取缔非法金融机构和非法金融业务活动中有关问题的通知(银发[1999]41号)》
- [10] 『國務院弁公庁から農村合作基金を肅正する実務グループの農村合作基金を清算・肅清する実務の方案を伝達する通知(国弁発[1999]3号)』
《国务院办公厅转发整顿农村合作基金会工作小组清理整顿农村合作基金会工作方案的通(国办发[1999]3号)》
- [11] 『農業省・人民銀行の「農村合作基金の資産を整理し資金を照合する作業に対する指導原則」を公布することに関する通知(農基発[1999]2号)』
《农业部、中国人民银行关于下发农村合作基金会清产核算工作指导原则的通知(农基发[1999]2号)》
- [12] 『国民経済と社会発展についての統計コミュニケ』各年版 中国国家統計局により公表
《国民经济和社会发展的统计公报》各年版 中国国家统计局公布
- [13] 『中央1号文書』各年版 中国共産党中央委員会と中国國務院により公表
《中共中央一号文件 各年版 中国共产党中央委员会与国务院联合发布》
- [14] 『政府活動についての報告』(2006、2007年版)
- [15] 『2006年度国民経済・社会発展計画の執行状況と2007年度国民経済・社会発展計画案についての報告』
- [16] 『中華人民共和国農民專業合作社法』(2006年10月31日)(中華人民共和国主席令第57号)
《中华人民共和国农民专业合作社法》(2006年10月31日)(中华人民共和国主席令第57号)
- [17] 『農民專業合作社登録と管理に関する条例』(2007年5月28日)(中華人民共和国國務院令第498号)
《农民专业合作社登记管理条例》(2007年5月28日)(中华人民共和国国务院令第498号)
- [18] 『中国共産党中央による農村改革の発展の推進における若干の重大問題に関する決定』2008年10月12日
《中共中央关于推进农村改革发展若干重大问题的决定 2008年10月12日中国共产党第十七届中央委员会第三次会

体会议通过》

- [19] 『当面の農村經濟政策の若干問題』(1982年12月、中国共産党中央政治局)
《当前農村經濟政策的若干問題》
- [20] 『信用社の管理体制を改革することに関する報告』(1984年8月、中国農業銀行)
《關於改革信用合作社管理体制的報告》
- [21] 『金融体制改革に関する決定(国発[1993]91号)』
《關於金融体制改革的決定》
- [22] 『農村信用社の利息収支管理の弁法』(1994年5月、中国農業銀行)
《農村信用社利息収支管理弁法》
- [23] 『農村信用社經理制度に關連する事項についての追加規定』(1994年6月、中国農業銀行)
《農村信用社財会有關事項的補充規定》
- [24] 『さらに農村信用社の貸付管理を強めることに関する意見』(1994年8月、中国農業銀行)
《關於進一步加強農村信用社信貸管理的意見》
- [25] 『農村信用社經營の目標責任制のも模範弁法』(1995年4月、中国農業銀行)
《農村信用社經營目標責任制示範弁法》
- [26] 『農村信用社の會計監査と処罰に関する暫定的な規定』(1995年10月、中国農業銀行)
《农村信用合作社稽核处罚暫行規定》
- [28] 『農村金融体制改革に関する決定(国発[1996]33号)』
《关于农村金融体制改革的決定(国发[1996]33号)》
- [29] 『人民銀行による農村信用社管理体制を改革をさらによくすることに関する意見(国弁発[1997]20号)』
《中国人民银行关于進一步做好农村信用社管理体制改革工作意見(国办发[1997]20号)》
- [30] 『人民銀行のさらによく農村信用社を改革・肅清・規制・管理することに関する意見(国弁発[1998]145号)』
《中国人民银行关于進一步做好农村信用社改革整頓规范管理工作意見(国办发[1998]145号)》
- [31] 『さらに一歩進めて金融監督管理を強化、金融企業改革を深化、金融業の健康的な発展を促進することに関する若干意見(中発[2002]5号)』
《关于進一步加強金融監管,深化金融企業改革,促進金融業健康發展的若干的意見(中发[2002]5号)》
- [32] 『農業と農村の仕事をよくすることに関する意見(中発[2003]3号)』
《关于做好农业和农村工作的意見(中发[2003]3号)》
- [33] 『農村信用社の「三農」に支持・サービスする実務をさらによくすることに関する通知(銀発[2003]81号)』
《关于進一步做好农村信用社支农服务工作的通知(银发[2003]81号)》
- [34] 『金融機関の取消に関する条例』(2001年11月、中華人民共和國國務院令第324号)
《金融机构撤銷條例》
- [35] 『銀監会と人民銀行の農村信用社に対しての監督管理の職責分業を明確することに関する指導意見(国弁発[2004]48号)』
《銀監会、人民銀行关于明确对农村信用社監督管理職責分工的指導意見(国办发[2004]48号)》
- [36] 『國務院弁公庁のさらに一歩進めて農村信用社改革を深化する試行に関する意見(国弁発[2004]66号)』
《国务院办公厅关于進一步深化农村信用社改革試点的意見(国办发[2004]66号)》
- [37] 『農村信用社關連の改革試行への特定項目手形の換金と審査の弁法(銀発[2004]253号)』
《农村信用社改革試点专项中央銀行票據兌付考核辦法(银发[2004]253号)》
- [38] 『さらに農村信用社關連の改革試行への特定項目手形の発行・換金・審査の作業を強化することに関する通知(銀發[2005]112号)』
《关于進一步加強农村信用社改革試点专项中央銀行票據發行兌付考核工作的通知(银发[2005]112号)》
- [39] 『農村信用社關連の改革試行への特定項目手形の換金審査に関する案内』
《农村信用社改革試点专项中央銀行票據兌付考核指引》
- [40] 『農村信用社の信用代行所と郵便貯金機関の代行機構を徹底的に整理することに関する通知(銀監弁發[2006]

- 120号)』《关于清理农村信用社信用代办站、邮政储蓄机构代办机构的通知(银监办发[2006]120号)》
- [41] 『農村信用社の管理に関する暫定的な規定』(1990年10月12日、中国人民銀行により公布)
《农村信用合作社管理暂行规定》
- [42] 『資金互助社の管理に関する暫定規定(銀監発[2007]7号)』
《农村资金互助社管理暂行规定(银监发[2007]7号)》
- [43] 『社会主義新農村建設を推進することに関する若干意見』(2005年12月31日中国共産党中央、國務院)
《關於推進社会主義新農村建設的若干意見》
- [44] 『村鎮銀行の管理に関する暫定的な規定(銀監発[2007]5号)』
《村镇银行管理暂行规定(银监发[2007]5号)》
- [45] 『融資会社の管理に関する暫定的な規定(銀監発[2007]6号)』
《贷款公司管理暂行规定(银监发[2007]6号)》
- [46] 『資金互助社の模範定款』(2007年2月4日 銀監弁発[2007]51号)
《农村资金互助社示范章程》(2007年2月4日 银监办发[2007]51号)
- [47] 『《梨樹県閻家村百信資金互助社章程(草案)》』(2007年3月、百信互助社)
- [48] 『《梨樹県閻家村百信資金互助社信用貸付管理方法》』(2007年3月、百信互助社)
- [49] 『中華人民共和國企業破産法』(2006年8月27日、主席令第54号)

図表一覧

序 章 研究課題の設定

| | |
|-----------------------------------|---|
| 図0-1 中国における農村金融の構造と資金の流れ | 3 |
|-----------------------------------|---|

第一章 中国農村信用事業を取り巻く情勢の変遷

| | |
|--|----|
| 図1-1 1999年現在、中国農村金融システムの現状 | 17 |
| 表1-1 農村信用合作社の機構設置状況の推移（1996～2002年度） | 18 |
| 表1-2 都市部・農村部別人口状況の推移 | 22 |

第二章 農村金融改革と農村信用社の機能

| | |
|--|----|
| 図3-1 農村信用社システムの指導・監督・管理・運営の構造 | 45 |
|--|----|

第三章 農村信用社改革の実績及び経営管理の実態

～農村信用社の遼寧省葫蘆島市市連社の事例～

| | |
|---|----|
| 表3-1 農村信用社の機構変化の状況（2002～2007年） | 49 |
| 表3-2 農村信用社の不良債権状況の推移（2002～2007年） | 51 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 表 3-3 農村信用社の総資本における各項目貯金の割合 | 51 |
| 図 3-1 農村信用社の各項目貸付と農業貸付の推移 | 52 |
| 表 3-4 農村信用社の貸付状況の推移 | 53 |
| 図 3-2 農村信用社の農業貸付の増加率と中国食糧生産量の増加率の推移 | 54 |
| 図 3-3 農村信用社の各項目貸付及び農業と郷鎮企業貸付の状況の推移 | 57 |
| 図 3-4 農村信用社の農業貸付と郷鎮企業貸付の増加率状況の推移 | 58 |
| 図 3-5 農村信用社の貯金と各項目貸付の状況の推移 | 60 |
| 図 3-6 葫蘆島市農村信用社の総貯金、総貸付及び農業貸付 | 64 |
| 図 3-7 葫蘆島市農村信用社の農業貸付と農業生産及び食糧生産の関係 | 65 |

第四章 中国における農村金融時床の開始と協同組合的農村金融制度の新登場

| | |
|-------------------|----|
| 図 4-1 資金互助社の組織構造図 | 88 |
|-------------------|----|

第五章 資金互助社の展開と効果及び今後の問題点

～吉林省梨樹県闔家村百信資金互助社の事例～

| | |
|--------------------|----|
| 図 5-1 百信合作社の組織構造 | 93 |
| 図 5-2 百信資金互助社の組織構造 | |

| | |
|--------------------------------|----------|
| | 96 |
| 図5-3 百信資金互助社に加入のフローチャート |97 |
| 図5-4 百信資金互助社の自己資本の構成状況及び各出資の権益 |98 |
| 表5-1 百信資金互助社の貸付金利の一覧表 |100 |
| 図5-5 「百信融資モデル」 |104 |
| 表5-2 資金互助社と農村信用社、農村合作基金会の比較 |106 |
| 図5-6 中国農村金システムの現状及び変化の傾向 |106 |

後書き

本研究において、主指導教官の神田健策（弘前大学農学生命科学部教授）から日頃に刺激され、課題の設定、研究の方法、論文の構成及び日本語の表現まで貴重なご指導をいただき、そして実態調査に際しては、日中情報交流・共同研究の促進など、多大なお世話を受けた。また、副指導の武田共治（弘前大学農学生命科学部准教授）、玉真之介（岩手大学大学院連合農学研究科教授、岩手大学理事・副学長）、及び菊間満（山形大学教授）の各先生は私の研究構成から分析手法、論文の構成までお世話をしてもらった。

そして、研究室の方々、特に秋元健治（現在、日本女子大学准教授）、成田拓未（現在、愛知大学研究員）からは、投稿論文の作成に際しては、丁寧な日本語の御訂正をいただいた。長門雄治（現在、岩手大学大学院連合農学研究科博士課程2年、弘前大学所属）からは、博士論文の作成に際しては、丹念な日本語の御訂正をいただいた。大橋治（現在、岩手大学大学院連合農学研究科博士課程2年、弘前大学所属）からは、論文の構成、研究の視角、今後の課題などについて、度々有益なコメントをいただいた。

また、中国での実態調査に際して、郭毅（中国共産主義青年団葫蘆島市委員会書記）、劉傑（中国共産党葫蘆島市図書館委員会書記）、駱中山（遼寧省綏中県人民政府副県長）、姜志国（吉林省梨樹県閻家村百信農村資金互助社理事長）などの諸氏、および多くの農家・農村資金互助社職員・組合員から多くの御教示・御協力をいただいた。

以上の方々に対し、心より感謝を申し上げる。

さらに、私の私費留学生生活をサポートくださった日本文部科学省の私費留学生奨励金、弘前市の就学援助金などのプロジェクト、ならびに山上倫史（現在、弘前市立桔梗野小学校教頭先生）、佐原禮子（現在、弘前市立桔梗野小学校教務主任）小野元子（元、弘前市立桔梗野小学校保健先生）内海剛（元、弘前市立桔梗野小学校六年2組教諭）、崔肅京（現在、富士大学経済学部准教授）および日本人友人の伊東和夫、伊東八重子（岩手県花巻市実業家）、笹谷哲、笹谷りち子、笹谷鉄（青森県弘前市リンゴ農家）などの方々にも深く御感激を申し上げる。

また、私の留学と研究をいつも気遣って支援してくれた兄王琢、兄嫁張麗静、妹王琦、そして高齢の岳父母、多くの親族及び私と留学期間中に亡くなった父母に感謝を申し上げ、この論文を捧げたい。

最後に、現在、本論文執筆中、自分の中国の仕事を辞めて来日とし、私の研究に全力を

挙げてサポートし、日々励ましてくれた妻の王洪英に対して、口では言えない感謝の気持ちを述べておきたい。また、思春期にいるが、身体と学力を順調に成長し、明るい性格の形成を重んじ、私の研究に精力を分散させなかった長男の王大年にも心から感謝の気持ちを伝えたい。

以上のことは、一生忘れることができないことである。心から御礼申し上げる。

ねふたの故郷 弘前にて

2009年8月

王 江